

第 3 次札幌市児童相談体制強化プラン (素案)

はじめに

調 整 中

令和3年(2021年) 月

署名

写真

目 次

第1章 強化プランの策定にあたって	1
1. 強化プラン策定の趣旨	1
2. 強化プランの位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 持続可能な開発目標(SDGs)との関連	3
第2章 札幌市の児童相談に関する現状	4
1. 札幌市児童相談所の状況	4
(1) 相談種別受理件数	4
(2) 児童虐待相談の経路	5
(3) 児童虐待通告件数	6
(4) 児童虐待の対応件数(種別)	8
(5) 一時保護児童数	9
(6) 札幌市児童相談所の体制	10
2. 札幌市における児童相談体制の状況	12
(1) 区家庭児童相談室	12
(2) 児童家庭支援センター	13
(3) 要保護児童対策地域協議会	15
3. 社会的養護の状況	18
(1) 社会的養護の体制	18
(2) 社会的養護経験者への支援	20
4. 児童相談等に関する件数の推計	21
5. 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況	22
6. 令和元年6月2歳女児死亡事案への取組状況	24
第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性	27
第4章 具体的取組	31
1. 子どもの権利擁護	31
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動	31
(2) 「権利ノート」の活用の徹底	31
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケート制度の検討	31
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化	32

2. 地域における相談支援体制の強化.....	32
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化	32
(2) 各区における児童相談支援体制の強化.....	33
(3) 母子保健相談体制の強化	33
3. 専門的相談支援体制の強化.....	33
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置.....	33
(2) 介入と支援に対応した体制の確立.....	34
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底.....	34
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制.....	34
(5) 体系的な研修の計画と実施.....	35
(6) (仮称)第二児童相談所の整備	35
(7) 一時保護体制の強化	35
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築	36
(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価.....	36
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進.....	36
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実.....	37
(1) 里親委託と里親支援の推進.....	37
(2) 施設の小規模かつ地域分散化.....	37
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充.....	37
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化.....	38
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化	38
(6) 社会的養護自立支援の推進	38
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化.....	39
(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用.....	39
(2) 関係機関と連携した支援の体制	39
(3) DV相談窓口との連携強化.....	39
(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施	40
第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等	41
 第5章 (仮称)第二児童相談所設置について.....	46
1. 児童相談所設置	46
(1) 児童相談所の設置目的等	46
(2) 児童相談所の機能	46
(3) 児童相談所の業務.....	46
2. 札幌市児童相談所の現状.....	47
(1) 札幌市児童福祉総合センター施設概要.....	47

(2) 児童相談所諸室構成	47
3. (仮称)第二児童相談所設置方針	48
(1) 児童相談所2所体制化	48
(2) 施設整備の条件	49
(3) 施設プラン	51
(4) 整備手法	54

<参考資料>

1. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過	55
2. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿	56
3. 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】	57
4. 相談先一覧	58

第1章 強化プランの策定にあたって

1. 強化プラン策定の趣旨

札幌市では、平成22年度に「札幌市児童相談体制強化プラン」（平成23年度～平成26年度）を策定し、児童相談所及び区役所の体制や機能の強化、関係機関との連携に取り組んできました。

平成29年度には、増加する児童相談に迅速かつ的確に対応するため、「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」を策定のうへ、平成29年度から平成31年度までを重点取組期間に設定して、有識者や関係機関と議論を重ねて新たなアセスメントツール¹を開発したほか、「児童虐待防止ハンドブック」や「在宅支援アセスメントシート」を作成してきました。

また、児童相談関係職員の専門性を強化するため、職員の体系的な研修を実施するとともに、児童相談所に常勤の医師を配置するなど、医学的診断体制や弁護士への法律相談体制を整備して、児童相談体制の強化を進めてきました。

さらに、児童相談所では、相談機関の適切な役割分担と連携体制の強化を目指して、児童相談システムを区家庭児童相談室²にも拡大し、児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センター³による情報共有会議を新たに設置するなど、関係機関と定期的な連絡会議等を行うことで連携強化を図ってきました。

このように、児童相談体制や関係機関との連携について強化に努めてきましたが、令和元年6月には児童虐待死亡事案が再び発生いたしました。これを受けまして、札幌市では児童虐待防止緊急対策本部を設置し、緊急に対応を開始、その後児童虐待防止対策推進本部へと改組し、全庁横断的に再発防止に取り組んでいるところです。

この事案に関し、札幌市子ども・子育て会議⁴児童福祉部会による検証報告では、札幌市行政のあり方について強く指摘がなされています。

そのような痛ましい事案を再び繰り返さないため、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制や専門性の強化をはじめ、各区で子どもの福祉を担当する部所の体制や連携を強化するため、本強化プランを策定して児童相談体制の強化を図っていきます。

¹ 「アセスメントツール」：一般的に福祉分野において、困りごとを抱えている方を正しく知るため、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題を捉えて、背景や要因を分析することで解決の方向性を見定める手続（アセスメント）を行うために使われるチェックリスト等の手段のこと。

² 「家庭児童相談室」：子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、児童虐待通報のほか、療育相談等の来所・電話相談を受ける部所として、札幌市内の各区保健センター等に設置されている。

³ 「児童家庭支援センター」：地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っている。詳細については、13ページを参照。

⁴ 「札幌市子ども・子育て会議」：子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて審議・調査等を行う機関のことで、委員は、子どもの保護者、事業主の代表者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者などで構成されている。

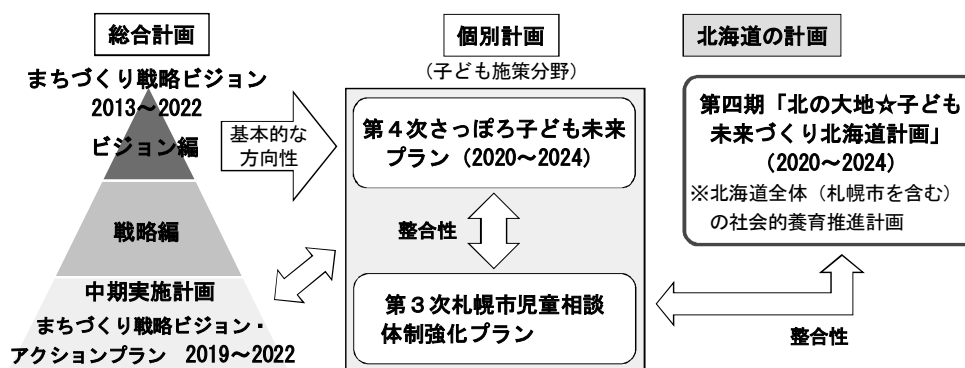
2. 強化プランの位置付け

本強化プランは、児童相談所が中心となって継続的に取り組んでいく施策の方向性を示すとともに、その方向性を実現するための具体的な取組を明らかにしたものです。

本強化プランに基づき、児童相談体制・機能の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築などの施策を全庁一体的に進めていきます。

なお、施策の展開にあたっては、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」(令和2年度～令和6年度)や、北海道における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像について記載した第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」(令和2年度～令和6年度)と密接に関連することから、これらの計画と整合性を図りながら取組を進めていきます。

また、札幌市のまちづくりの計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、本強化プランは、子ども子育て分野の個別計画として位置付けられていることから、その基本的な方向に沿った計画となるよう策定します。



3. 計画期間

本強化プランの計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までとします。

また、取組内容等について、令和4年度(2022年度)に中間的な点検・評価を行います。

4. 持続可能な開発目標(SDGs⁵)との関連

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進にあたっては、国や企業、自治体などの全ての主体が取り組むこととされています。

札幌市は、平成30年(2018年)6月にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に選定され、計画の策定や各種取組に際して、SDGsの視点や趣旨を反映させることとしています。



本強化プランでは、関連する第4次さっぽろ子ども未来プランが目指す次の6つの目標との整合性を図りながら各種取組を進めていきます。



⁵ 「SDGs」: サステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169の取組(ターゲット)から構成されている。

第2章 札幌市の児童相談に関する現状

1. 札幌市児童相談所の状況

(1) 相談種別受理件数

令和元年度に児童相談所が受理した相談件数は、8,453件となっています。相談件数は年々増加しており、特に「児童虐待相談」は、令和元年度には2,401件と、平成27年度と比べて約1.6倍に増加しています。

令和元年度の相談種別の内訳では、「養護相談（児童虐待相談を含む）」が4,615件（54.6%）と半数以上を占めていて、次に障がい相談29.7%（2,514件）の割合が高くなっています。

図表1 相談種別受理件数(推移)

種別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
養護相談	3,346	50.9%	3,451	51.2%	3,701	52.8%	3,922	52.5%	4,615	54.6%	
うち児童虐待相談	1,480	22.5%	1,798	26.7%	1,909	27.2%	1,885	25.2%	2,401	28.4%	
保健相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	
障がい相談	肢体不自由相談	216	3.3%	211	3.1%	252	3.6%	253	3.4%	285	3.4%
	視聴覚障がい相談	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
	言語発達障がい等相談	641	9.8%	509	7.6%	309	4.4%	89	1.2%	42	0.5%
	重症心身障がい相談	58	0.9%	46	0.7%	52	0.7%	38	0.5%	43	0.5%
	知的障がい相談	1,332	20.3%	1,545	22.9%	1,459	20.8%	1,622	21.7%	1,775	21.0%
	発達障がい相談	157	2.4%	155	2.3%	337	4.8%	398	5.3%	367	4.3%
	小計	2,404	36.6%	2,467	36.6%	2,409	34.4%	2,400	32.1%	2,514	29.7%
非行相談	ぐ犯行為等相談	134	2.0%	102	1.5%	95	1.4%	103	1.4%	82	1.0%
	触法行為等相談	34	0.5%	52	0.8%	50	0.7%	38	0.5%	38	0.4%
	小計	168	2.6%	154	2.3%	145	2.1%	141	1.9%	120	1.4%
育成相談	性格行動相談	333	5.1%	334	5.0%	391	5.6%	389	5.2%	367	4.3%
	不登校相談	57	0.9%	65	1.0%	54	0.8%	49	0.7%	55	0.7%
	適性相談	10	0.2%	4	0.1%	8	0.1%	3	0.0%	0	0.0%
	育児・しつけ相談	150	2.3%	14	0.2%	16	0.2%	28	0.4%	14	0.2%
	小計	550	8.4%	417	6.2%	469	6.7%	469	6.3%	436	5.2%
その他の相談	106	1.6%	246	3.7%	287	4.1%	544	7.3%	767	9.1%	
合計	6,574	100%	6,735	100%	7,011	100%	7,477	100%	8,453	100%	

(端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。)

※ 発達障がい相談について、平成28年度まで言語発達障がい等相談に計上していた事案が

ありましたが、「言葉の遅れ」は、発達遅れに起因するものが多いため、平成29年度から発達障がい相談として統一するよう整理したことで、それぞれ件数が変動しています。

また、平成27年度までは、虐待通告の調査結果で「虐待なし」と判断された事案については、育児・しつけ相談として計上していましたが、平成28年度から養護相談として計上することとしたため、育児・しつけ相談件数は急激に減少しています。

(2) 児童虐待相談の経路

令和元年度における児童虐待相談の経路を見ると、「警察」が1,536件(64.0%)、「家族(小計)」が271件(11.4%)と多くなっています。

図表2 児童虐待相談経路の件数と割合

			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族	虐待者本人	父親	14	0.9%	1	0.1%	3	0.1%	0	0.0%	40	1.7%
		母親	146	9.9%	37	2.1%	32	1.7%	43	2.3%	142	5.9%
		その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
	虐待者以外	父親	10	0.7%	29	1.6%	45	2.3%	42	2.2%	23	1.0%
		母親	12	0.8%	120	6.7%	123	6.4%	173	9.2%	48	2.0%
		その他	7	0.5%	16	0.9%	11	0.6%	20	1.1%	17	0.7%
	(小計)		189	12.8%	203	11.4%	214	11.1%	278	14.8%	271	11.4%
親戚			51	3.5%	18	1.0%	30	1.6%	21	1.1%	27	1.1%
児童本人			15	1.0%	12	0.7%	13	0.7%	13	0.7%	18	0.7%
近隣・知人			39	2.6%	114	6.3%	91	4.8%	79	4.2%	146	6.1%
福祉事務所・児童委員等			29	2.0%	40	2.2%	31	1.6%	65	3.4%	41	1.7%
保健センター			27	1.8%	45	2.5%	44	2.3%	18	1.0%	24	1.0%
保育所・児童福祉施設等			14	0.9%	33	1.8%	26	1.4%	47	2.5%	46	1.9%
医療機関等			30	2.0%	43	2.4%	43	2.2%	44	2.3%	42	1.7%
学校等			78	5.3%	90	5.0%	105	5.5%	98	5.2%	161	6.7%
警察			998	67.4%	1,183	65.8%	1,300	68.0%	1,184	62.8%	1,536	64.0%
その他			10	0.7%	17	0.9%	16	0.8%	38	2.0%	89	3.7%
合計			1,480	100%	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%

(端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。)

また、年度をまたいで受理・対応した相談について、平成30年度に整理を行っています。)

※ 警察の件数には、子どもの面前DV⁶による心理的虐待に関する児童通告を含みます。

⁶ 「DV」: Domestic Violence(ドメスティックバイオレンス)の略語であり、配偶者や交際相手からの暴力のことをいう。「暴力」は、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」等のいくつかに分類される。

(3) 児童虐待通告件数

虐待通告件数は、図表3-1のとおり年々増加しており、令和元年度の虐待通告件数は2,100件と、平成27年度の約1.5倍にまで増加しており、通告のうち虐待と認定された件数をグラフで表すと、図表3-2のとおりとなり、令和元年度は約半数の1,014件が虐待と認定されています。

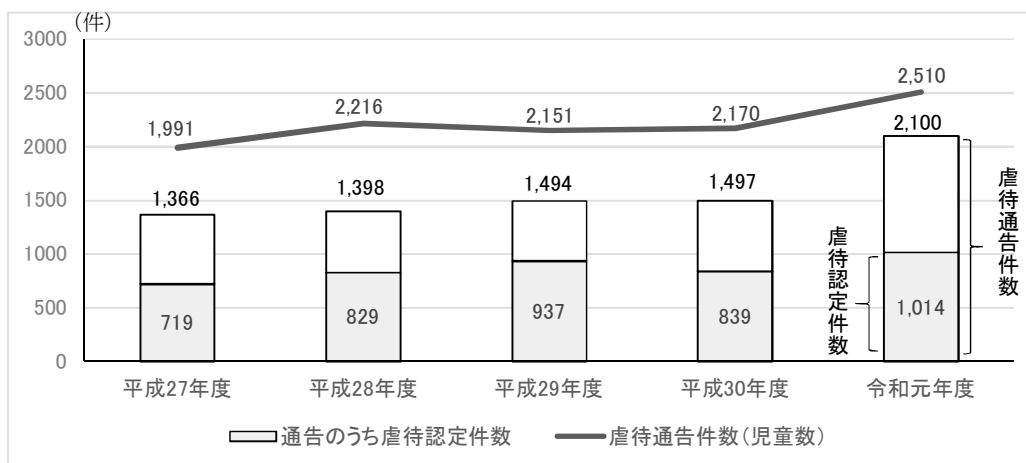
また、通告の経路を見ると、図表4のとおり「警察」からの通告が1,150件と最も多くなっています。

図表3-1 児童虐待通告件数と認定件数(推移)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
虐待通告件数(世帯数)	1,366	1,398	1,494	1,497	2,100
増減率(前年度比)	8.8%	2.3%	6.9%	0.2%	40.3%
通告のうち虐待認定件数(件)	719	829	937	839	1,014
【参考】 通告件数(児童数)	1,991	2,216	2,151	2,170	2,510

※ 児童虐待通告件数は世帯単位での通告受理件数となっており、児童虐待相談件数は児童個人単位での集計件数となっているため、通告件数と相談件数の数値は一致しません。

図表3-2 児童虐待通告件数と認定件数(関係グラフ)



図表4 児童虐待通告件数(世帯数)の経路

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家族	父親	19	19	15	24	29
	母親	12	12	20	14	18
	その他	1	2	3	1	9
親戚		30	21	34	37	29
児童本人		8	8	12	9	14
近隣・知人		443	416	377	391	598
区役所・児童委員等		22	22	9	28	19
保健センター		3	3	23	1	8
保育所・児童福祉施設等		17	15	12	27	22
医療機関		37	19	19	29	28
学校等		51	51	62	79	107
警察		692	781	888	831	1,150
その他		31	29	20	26	69
合計		1,366	1,398	1,494	1,497	2,100

(4) 児童虐待の対応件数(種別)

令和元年度に対応した児童虐待相談 2,401 件の内訳は、図表 5 のとおり、「心理的虐待」が 1,339 件 (55.8%) と最も多くなっており、警察からの子どもの面前DV通告に伴う心理的虐待の認定が多いことが主な理由となります。

また、図表 6 の被虐待児の年齢構成を見ると、「7～12 歳 (小学生)」の割合が最も高くなっています。ただし、「0～2 歳」と「3～6 歳」を合計した就学前の児童の件数は小学生よりも多く、半数近く (46.4%) となっており、虐待児童全体の中で就学前の児童が大きな割合を占めていることとなります。

図表5 児童虐待相談の種別対応件数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
身体的虐待	184	12.4%	263	14.6%	290	15.2%	346	18.4%	508	21.1%
性的虐待	16	1.1%	18	1.0%	21	1.1%	12	0.6%	16	0.7%
ネグレクト ⁷	356	24.1%	432	24.0%	463	24.2%	518	27.5%	538	22.4%
心理的虐待	924	62.4%	1,085	60.3%	1,139	59.5%	1,009	53.5%	1,339	55.8%
合計	1,480	100%	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%
増減率(対前年度)	27.7%		21.5%		6.4%		▲1.5%		27.4%	

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。)

図表6 被虐待児の年齢構成

(年齢)	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0～2歳	421	23.4%	405	21.2%	396	21.0%	509	21.2%
3～6歳	433	24.0%	516	27.0%	446	23.7%	605	25.2%
7～12歳	580	32.3%	611	31.9%	646	34.2%	811	33.8%
13～15歳	257	14.3%	268	14.0%	281	14.9%	346	14.4%
16～18歳	107	6.0%	113	5.9%	116	6.2%	130	5.4%
合計	1,798	100%	1,913	100%	1,885	100%	2,401	100%

(端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。)

※ 年齢は、相談対応を行った時点での満年齢となります。

⁷ 「ネグレクト」: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等、保護者としての監護を著しく怠ることをいう。

(5) 一時保護児童数

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、児童相談所では、「児童の安全を迅速に確保する」、「児童及び保護者が適切な支援を受けることができるよう、その状況を把握し、評価する」ため、児童相談所長が必要と認めるときは一時保護を行うことができるとされています。

なお、原則、一時保護所を利用しますが、児童養護施設や里親等に委託（一時保護委託）する場合があります。

一時保護児童数は、図表 7 及び図表 8 のとおり、一時保護所の保護児童数、一時保護委託の児童数ともに増加傾向にあり、令和元年度に札幌市の一時保護所を利用した児童数は、実人員で 458 人（前年度比 95 人増）、延人員で 16,356 人となっています。

札幌市では、緊急での一時保護が必要なケースも多く、平成 28 年 4 月から定員数を 36 人から 50 人に拡充して対応しているところです。

図表 7 一時保護所における一時保護児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人員	305 人	361 人	382 人	363 人	458 人
延人員	9,887 人	13,075 人	13,412 人	14,180 人	16,356 人
一日平均在所児童数	27.1 人	35.8 人	36.7 人	38.8 人	44.7 人
一人平均在所日数	32.4 日	36.2 日	35.1 日	39.1 日	35.7 日

※ 年度をまたいで一時保護した場合は、一時保護所を退所した年度でカウントしています。

図表 8 一時保護委託児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人員	304 人	207 人	238 人	346 人	513 人
延人員	8,317 人	8,820 人	8,284 人	7,489 人	11,717 人
一日平均委託児童数	22.8 人	24.1 人	22.7 人	20.5 人	32.0 人
一人平均委託日数	27.4 日	42.6 日	34.8 日	21.6 日	22.8 日

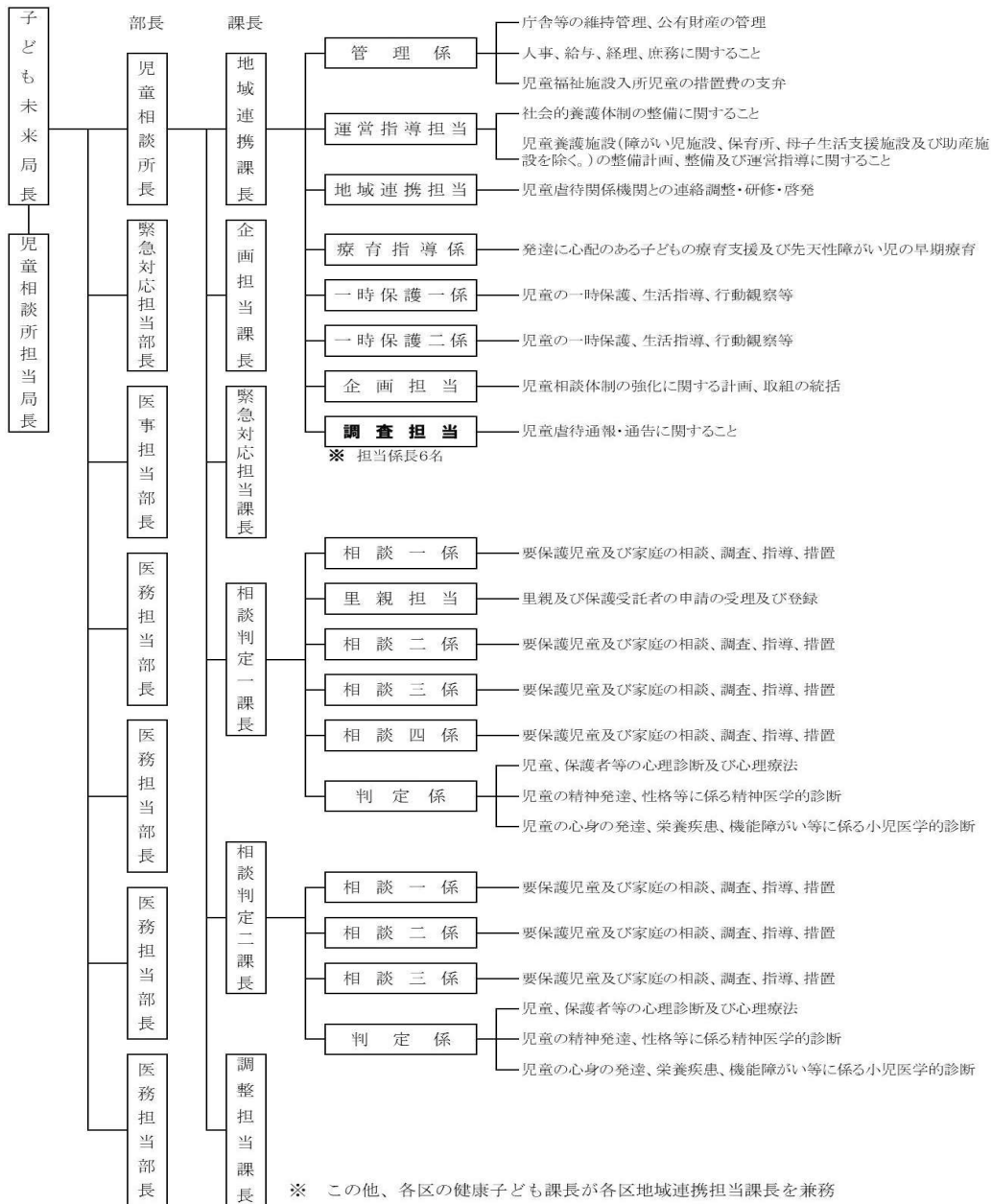
※ 平成 30 年度から、警察署からの身柄付通告を警察署への一時保護委託として実人員に計上することになったことから、実人員及び一人平均委託日数が平成 29 年度以前に比べて大きく変動しています。また、年度をまたいで一時保護委託した場合は、委託解除を行った年度でカウントしています。

(6) 札幌市児童相談所の体制

札幌市児童相談所は、図表9のとおり6つの課で構成し、児童に関する相談対応や支援業務を行っています。

令和2年4月からは、緊急対応担当（調査担当※）の職員を増員するなど、休日や夜間に受理した通告にも迅速に対応できる体制を整備して、48時間以内の児童の安全確認の徹底に努めています。

図表9 札幌市児童相談所機構図(令和2年度)



【参考】他の政令指定都市の児童相談所

他の政令指定都市の状況は、図表 10 のとおりです。

大阪市では、2021 年度に 3 か所目、2026 年度に 4 か所目の児童相談所が開
設予定です。

図表 10 政令指定都市の状況

	児童相談所 設置数	児童福祉司 ⁸ 数 (人)	人口	
			(人)	うち15歳未満
札幌市	1	39	1,955,457	221,028
仙台市	1	27	1,062,585	133,675
さいたま市	1	49	1,302,256	171,968
千葉市	1	29	970,049	118,730
横浜市	4	132	3,745,796	461,672
川崎市	3	62	1,500,460	194,345
相模原市	1	30	718,367	87,139
新潟市	1	22	792,868	95,778
静岡市	1	21	702,395	82,346
浜松市	1	26	804,780	106,283
名古屋市	3	106	2,294,362	287,674
京都市	2	58	1,412,570	162,040
大阪市	2	111	2,714,484	303,270
堺市	1	41	837,773	108,610
神戸市	1	40	1,538,025	188,133
岡山市	1	23	709,241	95,976
広島市	1	30	1,196,138	164,719
北九州市	1	25	955,935	119,055
福岡市	1	39	1,540,923	209,170
熊本市	1	31	734,105	103,194

※ 児童相談設置数所及び児童福祉司数は、令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長
会議（令和元年 8 月 1 日開催）資料から、人口は平成 31 年 1 月 1 日住民基本台帳から引用

⁸ 「児童福祉司」：児童福祉法第 13 条の規定に基づいて児童相談所に配置される職員のこと、児童の保護や児童の福祉に関する事項について保護者などからの相談に応じ、必要な調査や社会的診断に基づき、指導や助言を行う。

2. 札幌市における児童相談体制の状況

(1) 区家庭児童相談室

各区では、18歳未満の子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置しています。

家庭児童相談室では、保健師や国が定めた研修を修了した者が、児童相談所や区役所内の関係部所、保育所、小・中学校等の関係機関と連携しながら、子どもの養育をはじめ、心身の発達、親子・家族関係に関する相談や、いじめ、不登校などの教育相談などにも対応しています。

相談については、来所相談、家庭訪問のほか、電話での対応も行っており、令和元年度においては、「養護相談（児童虐待相談を含む）」が2,756件と最も多く、家庭児童相談室で受ける相談の約8割となっています。

図表 11 家庭児童相談室の相談種別受理件数(推移)

上段:小計、下段:内数 (単位:件)

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談	2,016	1,950	2,260	2,548	2,756
児童虐待相談	160	232	179	231	276
保健相談	9	7	7	11	10
障がい相談	47	77	85	94	77
肢体不自由	2	2	3	0	3
視聴覚障がい	1	0	0	0	0
言語発達障がい等	4	4	4	4	2
重症心身障がい	0	0	0	0	1
知的障がい	13	2	6	7	2
発達障がい	27	69	72	83	69
非行相談	13	14	8	5	10
ぐ犯行為等	12	10	8	4	9
触法行為等	1	4	0	1	1
育成相談	504	454	430	451	396
性格行動	165	179	158	166	125
不登校	292	236	230	245	234
適性	15	11	12	11	10
育児・しつけ	32	28	30	29	27
その他の相談	197	84	58	175	217
合計	2,786	2,586	2,848	3,284	3,466

図表 12 各区の相談種別受理件数(令和元年度)

(単位:件)

種別	区											合計
	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区		
養護相談	333	263	435	445	215	219	206	141	368	131	2,756	
児童虐待相談	61	7	32	33	69	10	23	13	23	5	276	
保健相談	1	1	1	3	2	1	—	—	1	—	10	
障がい相談	肢体不自由	—	—	—	—	2	—	—	—	1	3	
	視聴覚障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	言語発達障がい等	—	—	—	—	—	1	—	1	—	2	
	重症心身障がい	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
	知的障がい	—	—	—	—	1	—	—	—	1	2	
	発達障がい	19	6	1	6	18	9	3	—	6	69	
非行相談	ぐ犯行為等	2	—	1	3	2	—	—	—	1	9	
	触法行為等	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
育成相談	性格行動	14	11	6	20	22	18	1	3	9	125	
	不登校	18	21	35	47	50	19	23	—	15	234	
	適性	4	2	—	1	2	1	—	—	—	10	
	育児・しつけ	4	2	2	4	13	—	—	—	2	27	
その他の相談	66	32	23	28	12	17	8	15	1	15	217	
合計	461	338	505	558	339	285	241	159	404	176	3,466	

※各区の相談先については、参考資料「4. 相談先一覧 (58 ページ)」を参照。

(2) 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターとは、地域における子ども、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、児童福祉法に基づき設置された福祉施設です。子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待や非行、子育て不安といった様々な児童相談に応じており、児童、家庭、地域住民だけでなく、里親やファミリーホームにも助言等を行っています。

また、より身近な地域の中で、子どもの権利侵害に関する問題に素早く対応できることから、児童相談所からの委託により、夜間・休日の児童虐待通告等への初期調査業務も行うなど、児童虐待防止に重要な役割を果たしています。現在、札幌市内には以下の4か所があります。

図表 13-1 児童家庭支援センターへの相談件数(令和元年度)

相談援助形態		電話相談	来所相談	訪問相談	心理療法等	メール相談	手紙相談	合計
種別								
養護相談	児童虐待相談	509	241	236	78	117	5	1,186
	その他	2,310	423	146	35	51	1	2,966
	小計	2,819	664	382	113	168	6	4,152
保健相談		67	7	10	5	6	0	95
心身障がい相談		104	143	5	42	3	0	297
非行相談		1	0	0	0	0	0	1
育成相談	性格行動相談	170	194	103	311	15	2	795
	不登校相談	189	217	19	67	14	0	506
	適性相談	52	3	24	6	5	0	90
	養育相談	534	137	35	42	18	0	766
	小計	945	551	181	426	52	2	2,157
子どもの対人関係相談		56	7	4	1	4	0	72
DV相談		8	0	0	0	4	0	12
その他の相談		150	8	7	5	3	0	173
合計		4,150	1,380	589	592	240	8	6,959

※ 単位：件。4センターの合計値となっています。

各センターの相談先については、参考資料「4. 相談先一覧（58 ページ）」を参照。

《児童家庭支援センター》

- ・興正こども家庭支援センター（北区、興正学園内）
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区、羊ヶ丘養護園内）
- ・札幌南こども家庭支援センター（南区、札幌育児園内）
- ・札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区、札幌乳児院内）

図表 13-2 児童家庭支援センターへの相談件数(4センター合計の推移)

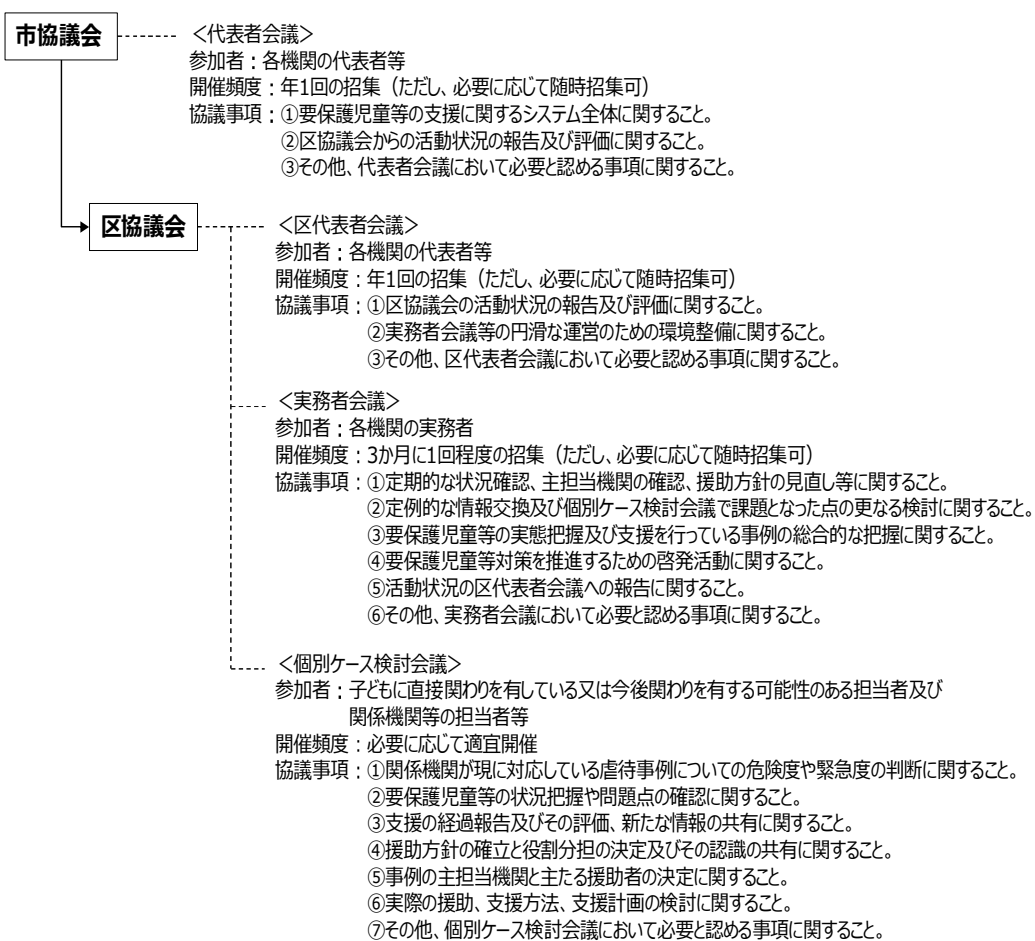
相談援助形態	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話相談	3,424	3,851	3,847	4,150
来所相談	914	1,215	1,591	1,380
訪問相談	176	244	517	589
心理療法等	177	614	528	592
メール相談	61	56	143	240
手紙相談	0	10	0	8
その他	4	1	0	0
合計	4,756	5,991	6,626	6,959

(3) 要保護児童対策地域協議会⁹

札幌市では、虐待を受けている子どもをはじめ、児童福祉法に規定する要保護・要支援児童とその保護者又は特定妊婦¹⁰の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、札幌市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

また、各区に協議会の分会として区要保護児童対策地域協議会を設置して、区代表者会議、実務者会議¹¹、個別ケース検討会議¹²を開催し、虐待やハイリスク事例の対応・支援のため、関係機関との情報共有等を行っています。

図表 14 札幌市要保護児童対策地域協議会体制図



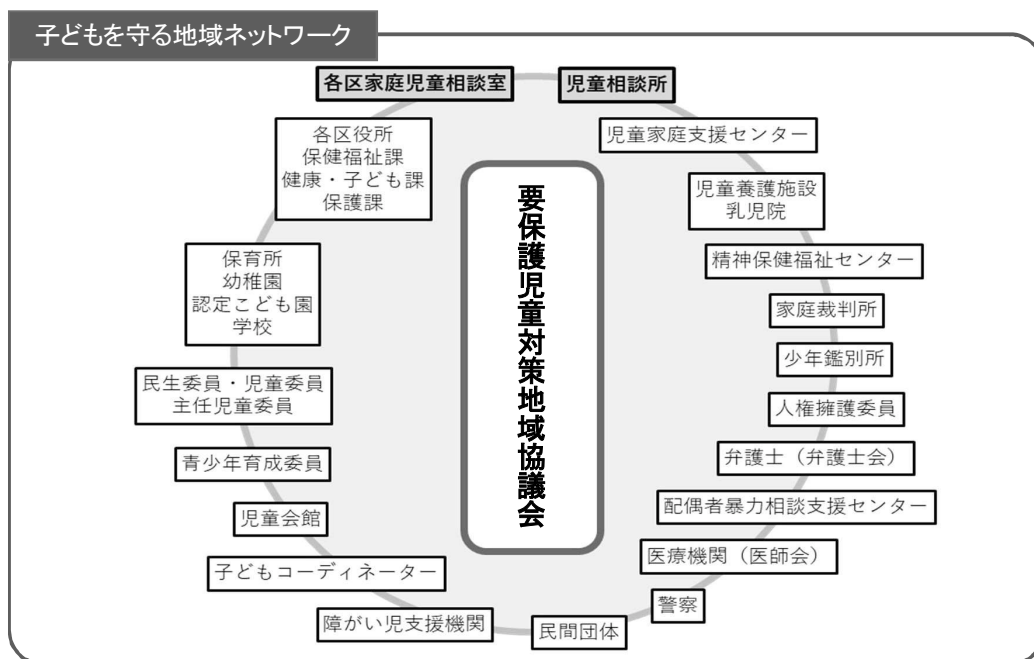
⁹ 「要保護児童対策地域協議会」：支援が必要な子どもや保護者について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワークのことで、児童福祉法第25条の2に基づき設置されている。

¹⁰ 「特定妊婦」：出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

¹¹ 「実務者会議」：支援対象の児童や保護者等の情報交換・共有、進行管理などを目的に開催する会議。

¹² 「個別ケース検討会議」：支援対象児童等に直接関わりのある関係者が集まり、個々のケースについて具体的な支援方針等を検討するための会議。

図表 15 要保護児童対策地域協議会(イメージ図)

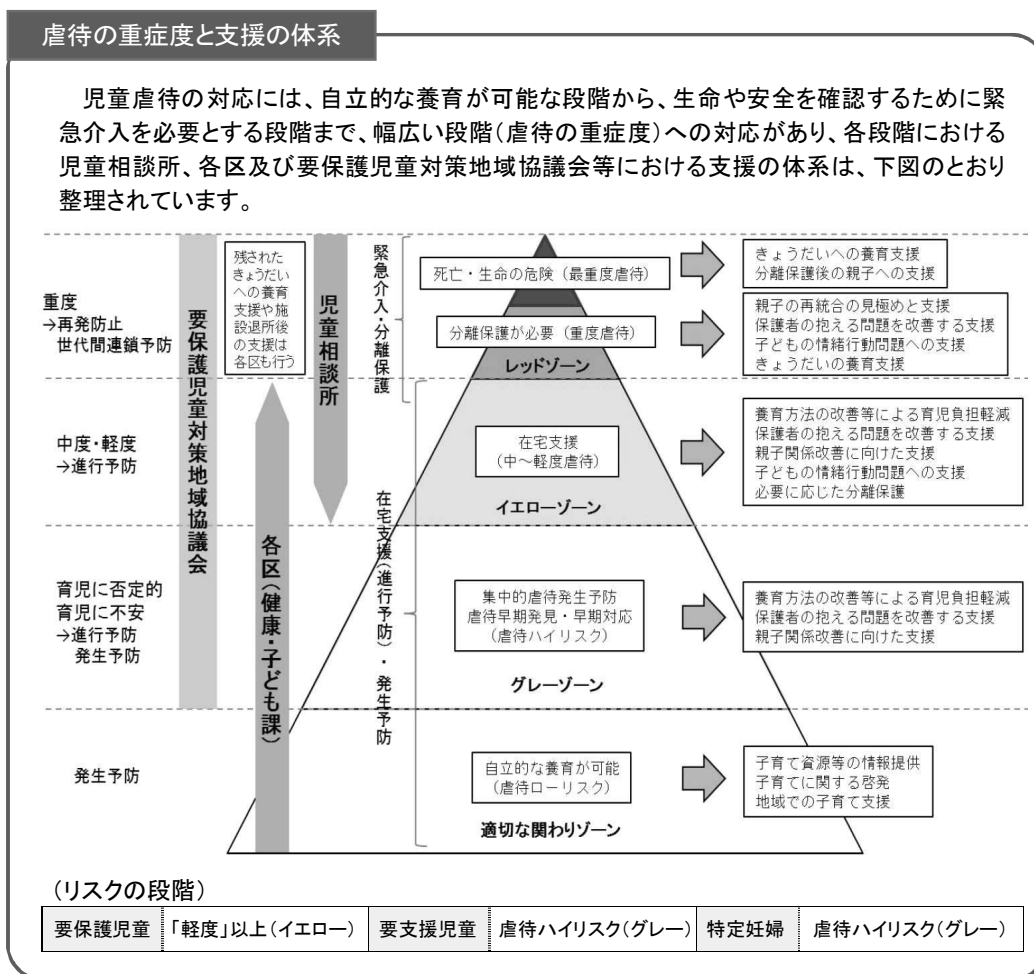


主要機関	主な役割
児童相談所	措置権限をもつ、専門的な相談機関 ・一時保護の権限 ・児童虐待の調査権限(出頭要求、立入調査等) ・心理的・医学的見地からの専門的な診断
家庭児童相談室	児童の身近な場所における継続的な支援を行う機関 ・区役所の他福祉部門と連携して家庭生活全体を把握 ・地域の実情に合わせて広く関係機関とネットワークを構築
関係機関	主な役割
子どもの所属機関 ・保育所、幼稚園、認定こども園、学校など	子どもが所属し、原則、毎日通園・通学する機関 ・教職員は子どもの変化に気づきやすい等の利点がある
地域に身近な機関 ・民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、児童会館など	身近な地域を活動の拠点とする機関 ・地域の中での子どもの状況を包括的に把握できる等の利点がある
専門機関 ・子どもコーディネーター、障がい児支援機関、警察、医療機関など	保護者や子どもの求めに応じてそれぞれが持つ専門性に基づき、課題の改善・解決を図る機関 ・個別のニーズや課題に応じきめ細かな対応ができる等の利点がある
区役所	行政サービスの提供機関 ・対象家庭の行政サービスに係る情報が区役所内に集約されている。

※ 専門機関には、上記以外に配偶者暴力相談支援センター、弁護士、人権擁護委員、少年鑑別所、家庭裁判所、精神保健福祉センター、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターなどがあります。また、機関の分類は、その性質によるところであり、例えば、児童会館が「子どもの所属機関」として機能する側面もあるなど、状況により複合的な役割を果たします。

《要保護児童対策地域協議会における各種会議》

会議名称	内容
代表者会議	関係機関の代表者が参加し、活動状況の確認や活動方針を把握 (全市、各区年1回開催)
実務者会議	支援対象児童等全体の情報共有、支援方針の確認等進行管理 (各区年3回開催)
個別ケース検討会議	対象となる家庭及び子どもについて、関係機関が一堂に会して、各機関が保有する情報を共有し、児童虐待リスク等を評価。 そのうえで、支援方針を策定し、機関ごとの役割分担等を行い、日常の関わり、支援を実施。 ・児童相談所及び家庭児童相談室は、直接、対象家庭の支援を行うほか、直接的に支援を行わない場合においても、会議後は継続的な情報収集を行い、その都度、児童虐待に関するリスク判断を行う等のマネジメント機能を果たす (随時開催 令和元年度786件開催)



3. 社会的養護¹³の状況

(1) 社会的養護の体制

札幌市内の社会的養護の資源状況は、図表 16 のとおりとなっています。

図表 16 札幌市内の社会的養護の資源状況(令和元年度末時点)

	乳児院	児童養護施設	グループホーム ¹⁴	ファミリーホーム	里親世帯数	児童措置枠(受け皿※)
箇所数	1	5	8	11	262	689
定員数	40	273	48	66		

※ 児童措置枠(受け皿) = 乳児院定員数 + 児童養護施設定員数 + グループホーム定員数 + ファミリーホーム定員数 + 里親世帯数

① 乳児院、児童養護施設

札幌市内には、社会的養護の施設として乳児院¹⁵が1か所、児童養護施設が5か所あり、令和2年3月1日時点の入所措置児童数は330人となっています。また、北海道内には、乳児院が1か所、児童養護施設が18か所あり、これらの市外施設への入所児童数は216人となっています。

図表 17 施設への入所措置状況(令和2年3月1日時点)

施設名	札幌市内							札幌市外			合計
	乳児院	児童養護施設					小計	乳児院	児童養護施設	小計	
	札幌乳児院	札幌育児園	興正学園	羊ヶ丘養護園	柏葉荘	札幌南藻園					
定員数	40	53	69	51	100	48	361	20	1,070	1,090	1,451
札幌市措置児童数	31	47	60	48	99	45	330	0	216	216	546

図表 18 施設への入所措置状況(令和2年3月1日時点)

五十音順

施設名	所在地	措置児童数	施設名	所在地	措置児童数	施設名	所在地	措置児童数
旭川育児院	旭川市	3	岩内厚生園	岩内町	10	歌棄洗心学園	寿都町	16
釧路まりも学園	釧路市	0	くるみ学園	函館市	3	黒松内つくし学園	黒松内町	40
櫻ヶ丘学園	仁木町	46	天使の園	北広島市	19	十勝学園	帯広市	2
函館国の子寮	函館市	2	光が丘学園	岩見沢市	16	美深育成園	美深町	5
富良野国の子寮	富良野市	5	北海愛星学園	蘭越町	10	北海暁星学院	浦河町	5
北光学園	遠軽町	0	北光社ふくじゅ園	北広島市	27	わかすぎ学園	室蘭市	7
合計								216

¹³ 「社会的養護」：保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

¹⁴ 「グループホーム」：地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア施設のことで、各ホームの定員は6～8名とされている。

¹⁵ 「乳児院」：乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む)を入院させて養育し、退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。なお、「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。

② 里親、ファミリーホーム

里親制度とは、様々な事情によって、家庭で暮らすことが困難となった子どもを、登録を受けた里親が自宅で養育し、子どもの健全な育成を図る制度のことで、図表 19-1 のとおり札幌市の里親登録数は 262 組（令和元年度末時点）で、そのうち里親委託世帯数は 119 組となっています。

図表 19-2 のとおり里親とファミリーホーム¹⁶への委託児童数の合計は 224 人となっており、図表 20 のとおり措置児童に占める里親等委託率は 30.4%となっています。

図表 19-1 里親委託児童の推移(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録里親世帯数（組）	247	247	236	246	262
養育里親(専門里親を除く)	173	166	178	185	193
養育里親(専門里親兼務)	22	25	29	27	26
養子縁組里親	46	50	17	21	32
親族里親	6	6	12	13	11
里親委託世帯数（組）	89(※)	92(※)	106(※)	118(※)	119(※)
札幌児相からの里親委託	86	90	103	113	115
他の児相からの里親委託	4	3	4	7	6
委託児童数（人）：A	124	129	152	160	168
市内の里親への委託	114	117	139	146	154
市外の里親への委託	10	12	13	14	14

※ 里親委託世帯数については、札幌市児童相談所と他の自治体の児童相談所で同一の里親に委託している事例があるため、合計値は一致しません。

図表 19-2 ファミリーホーム委託児童の推移(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
委託児童数（人）：B	54	51	56	50	56
市内の事業所への委託	51	45	53	47	53
市外の事業所への委託	3	6	3	3	3
里親とファミリーホーム 委託児童数の合計(A+B)	178	180	208	210	224

¹⁶ 「ファミリーホーム」：厚生労働省が定めた第二種社会福祉事業「小規模住居型児童養育事業」のこと。里親や児童養護施設職員などの経験を有する者が養育者となり、自らの家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」の一つ。ホームの児童定員は5～6名であり、自らの家庭に迎え入れて養育を行うもので、里親家庭が大きくなったものと位置付けられる。

図表 20 年齢別里親等委託率(令和元年度末時点)

	里親委託	ファミリーホーム委託	施設入所	里親等委託率
3歳未満	21	2	37	38.3%
3歳以上就学前(6歳)	41	10	70	42.1%
学齢期(7歳)以降	106	44	405	27.0%
合計	168	56	512	30.4%

(2) 社会的養護経験者への支援

札幌市では、平成 29 年度から札幌市社会的養護自立支援事業を実施し、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された方のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な方については、支援コーディネーターが中心となって継続支援計画を策定し、居住場所の確保や生活に関する支援の他、生活相談・就労相談支援等を実施しています。

図表 21 札幌市社会的養護自立支援事業の実施状況(各年度末時点)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続支援計画の策定	—	—	37人
居住場所の確保に関する支援	6人	11人	13人
生活相談・就労相談支援	—	—	8人

※ 表中の「—」は、令和元年度から実施した事業につき、未実施であることを意味します。

4. 児童相談等に関する件数の推計

図表 22 及び図表 23 のとおり、児童相談所や区家庭児童相談室で受理する相談件数は今後も増加することが見込まれます。また、図表 24 のとおり、一時保護を必要とする児童が引き続き増加し、図表 25 のとおり、社会的養護を必要とする児童も増加することが見込まれ、需要（要保護児童数）が供給（社会的養護の資源）を上回る状態が続くことが見込まれます。

図表 22 札幌市児童相談所の相談受理件数の推計

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受理件数	8,453	8,741	8,987	9,183	9,372	9,557

図表 23 区家庭児童相談室の相談受理件数の推計(全区計)

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受理件数	3,466	5,074	5,622	6,171	6,837	7,504

図表 24 一時保護児童数の推計

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人員	755	776	798	816	834	851
延人員	28,073	29,088	30,154	31,081	32,019	32,929

※ 延人員については、図表 7 及び図表 8 の一時保護所における一時保護児童数と一時保護委託児童数の合計値となりますが、実人員については、一時保護所における一時保護と一時保護委託のどちらも行っている場合があるため、合計値は一致しません。

図表 25 要保護児童数¹⁷の推計

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (以降推計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童数	787	798	805	811	818	824
3歳未満	55	56	57	57	58	58
3歳以上 就学前	93	95	96	96	97	98
学童期以降	639	647	652	658	663	668

¹⁷ 「要保護児童数」：社会的養護を必要とする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の人数。

5. 第2次札幌市児童相談体制強化プランの実施状況

平成 29 年度に策定した第2次札幌市児童相談体制強化プランについては、平成 29 年度から平成 31 年度までの3年間を重点取組期間とし、区役所や関係機関との役割の明確化・連携体制の構築に向けて、図表 26 のとおり5つの方向性のもと、児童相談体制の強化に取り組むとともに、実施状況等を踏まえ、引き続き取り組む必要がある課題について整理しました。

図表 26 第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧・結果、継続課題

【方向性1】 相談支援力の強化	
	新たなアセスメントツールの開発
	平成29年度に児童虐待防止ハンドブックや在宅支援アセスメントシート等が完成。このツールを活用し、児童相談所と区の合同研修を開催。
継続課題	○開発したアセスメントツールの周知や効果的な利用 ○アセスメントツールを活用した児童相談所と各区の合同研修
【方向性2】 専門性の強化	
	児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実
	児童福祉法義務研修に加え、平成 31 年度から、新たに策定した人材育成・研修計画に基づく体系的な研修を開始。
	児童相談所への専門職の配置等
	児童相談所の専門性強化のため、児童相談所に常勤の医師職を配置したほか、法的対応体制強化のため、弁護士への相談体制を整備。
継続課題	○検証報告を踏まえた職員育成や専門性強化の研修についての検討・対応
【方向性3】 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
	児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有
	平成 29 年度から各区家庭児童相談室へ児童相談所で使用しているシステムを拡大（閲覧開始）。令和元年度には、区家庭児童相談室を主担当とするケースのシステム管理を開始。
	児童家庭支援センターとの連携強化
	平成 30 年度から児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会（月 1 回）を開始。令和元年度には、児童相談所から児童家庭支援センターへの指導委託を開始し、各区家庭児童相談室との協働によるケース支援など、連携を強化。
継続課題	○妊娠期から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所による各区の支援の強化 ○一時保護の受け皿確保
【方向性4】地域資源の整備と地域支援の充実	
	<p>養育支援員の派遣</p> <p>平成 29 年度から、養育状況の改善が必要な世帯等に家事育児支援を実施する養育支援員の派遣を開始。</p>
	<p>児童家庭支援センターの整備</p> <p>児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を実施。令和 4 年度に未設置施設への整備が完了を予定（計 6 か所）。</p>
継続課題	<ul style="list-style-type: none"> ○養育支援員の提供体制の拡大 ○要対協を活用した在宅児童や家庭への支援強化
【方向性5】社会的養護体制の強化	
	<p>新規里親開拓と里親支援の推進</p> <p>平成 30 年度から未委託里親への「里親トレーニング事業」を開始。新規里親開拓を進め、委託里親の割合が増加。</p>
	<p>施設入所児童等に対する自立支援</p> <p>平成 29 年度から措置解除後の居住費及び生活費支援を開始。令和元年度には、支援コーディネーターの配置と生活相談を開始し、施設入所児童等の社会的自立に向けた継続的支援を充実。</p>
継続課題	<ul style="list-style-type: none"> ○里親支援の充実や包括支援体制の構築 ○市内における社会的養護の受け皿拡充 ○社会的養護を受ける子どもの自立に向けた支援の継続

6. 令和元年6月2歳女児死亡事案への取組状況

令和元年6月に市内中央区において、2歳の女の子が亡くなる大変痛ましい事案が起きました。

同年6月に、札幌市では、児童虐待防止緊急対策本部を設置し、図表27のとおり再発防止に向け、緊急的に対応を開始しました。

図表 27 再発防止に向けた緊急対応

	取組事項	対応状況
1	乳幼児健診未受診者等の再点検について ○乳幼児健診や精密検査を未受診の子どものうち、日常的に子どもの状況を確認できない全ケースの安否確認を6月中に実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●対象の子どもについて、全員の安否を確認済。 ●乳幼児健診診査マニュアルを改訂。 経過観察も含めた未受診者全員について原則目視により状況確認すると共に、課内会議により全数の情報共有と対応方針の検討を行うよう変更。未受診者については、系統的に把握、支援する仕組みを構築。
2	警察との確実な連携について ○虐待対応の様々な場面において、警察と確実に連携するための取組について早急に警察と協議を行い、着実に取組を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待調査における連携方策や情報共有のあり方について、実務者で協議を実施。 警察から児童相談所への同行要請に対する即応体制の整備や、より一層、確実な情報共有の徹底について確認、引き続き綿密な情報共有と定期的な連絡協議会等での連携を実施。
3	夜間・休日対応の検討について ○夜間・休日の対応方法について早急に検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●休日に加え平日夜間においても、児童相談所職員の当番による緊急時の対応体制を開始。 ●令和元年10月1日新設の児童相談所緊急対応担当部に令和2年度8名増員し、変則勤務を令和2年5月から開始。 また、令和2年度から夜間・休日対応の会計年度任用職員を配置。
4	リスク再評価方法の徹底について ○虐待通告のあった全てのケースに対し、組織的なリスク評価、確実な進捗管理の徹底に加え、状況の変化があった場合にリスクを再評価し、必要な関係機関との共有について検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待通告については、全てリスクアセスメントシートを作成し、リスク(再)評価の徹底を図った。 ●48時間ルール of 徹底を図るため、虐待通告の受理及び進捗状況を毎日確認し、警察への情報提供、立入調査の必要性等を検討し、確実な進行管理を実施。 ●令和元年10月に「緊急対応担当部長」及び「緊急対応担当課長」を新設し、虐待通告の初期調査業務を担当する部門におけるマネジメント体制を整備。

5	<p>児童相談体制及び(仮称)第二児童相談所の早期検討について</p> <p>○第二児童相談所の早期設置の検討を含む、児童相談体制の強化を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検討を進めており、(仮称)第二児童相談所の検討状況について地域説明会を実施。検証報告書を踏まえ、第3次児童相談体制強化プランにおいて整理を進める。 ●仮設一時保護所について、設置に向けた準備を開始。
6	<p>区における母子保健・児童相談体制の強化</p> <p>○区保健センターにおいて、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能と、要保護児童対策地域協議会の事務局として地域連携の拠点となる「家庭児童相談室」の機能の強化を行うことにより、支援を必要とする子どもとその保護者、妊産婦への支援を充実させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度、以下のとおり実施。 <子育て世代包括支援センターの機能強化> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターに母子保健相談員を配置し、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援体制を強化 ・保健センターの心理職員の体制を強化し、支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関との連携を図りながら適切に支援 <子ども家庭総合支援拠点の機能整備> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における相談支援体制や専門性の強化、要保護児童対策地域協議会の機能強化を実施 ・各区健康・子ども課長を児童相談所兼務とし、区と児相の連携を強化。 ・令和2年度に6区の家家庭児童相談室を各1名増員。
7	<p>母子保健及び児童相談システムにおけるデータ共有のあり方検討</p> <p>○母子保健及び児童相談におけるリスク情報を共有化し、見過ごしを起さず的確なリスク判断を行うためのシステムやデータ共有のあり方について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健担当部所で使用中のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健における対象者の支援の進捗管理及び情報共有のため検索機能を追加し、活用のための職員研修を実施。 ・児童相談所とのリスク情報の共有を令和2年度から実施。 ●児童相談所で使用中のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・児童及び家族情報の住所、電話番号検索機能の追加。 ・リスクアセスメント確認機能及び48時間ルールの進行管理機能を追加。 ●家庭児童相談室で使用中のシステム <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムを新規開発し、児童相談所と家庭児童相談室が相互にシステム内の情報の閲覧を可能とした。

なお、事案の検証については、令和元年6月から「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」において、事案の経緯、支援に関わった機関の対応状況の分析が行われ、問題点・課題を整理のうえ、札幌市における児童虐待防止に向けた支援のあり方等を記した検証報告書（以下「検証報告書」という。）として取りまとめられ、令和2年3月に提言されています。

また、令和元年6月に設置した児童虐待防止緊急対策本部を、令和2年5月に児童虐待防止対策推進本部へと改組し、再発防止のための取組を全庁的に拡大・推進しているところです。

※検証報告書については、参考資料「3. 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】（57ページ）」を参照。

第3章 札幌市の児童相談に関する課題と基本的方向性

平成28年及び29年には、児童福祉法等の抜本的な改正があり、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先されるという権利擁護の理念が新たに盛り込まれました。

また、その中で、子どもの家庭養育優先の原則が明記されるなど、保護が必要な子どもを社会全体で養育する「社会的養育」のあり方が示され、これらの新たな理念やあり方に札幌市としての確に対応していく必要があります。

さらには、全国的に深刻な児童虐待事案が続いたことを背景として、平成30年には国において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司など専門職員の大幅増といった体制強化や、子ども家庭総合支援拠点の設置、関係機関間の連携強化等が求められています。

札幌市においても、児童虐待の通告や相談が大幅に増加し続けており、この増加する児童虐待について、発生時の初期対応から虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、児童虐待に関する専門機関である児童相談所が中心となって迅速かつ適切に対応していく必要があります。

これまで、第2次児童相談体制強化プランにおける取組を実施してきましたが、研修や職員育成による専門性強化、相談機関の間での支援情報やアセスメントの共有、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の強化、里親支援の強化など引き続き取り組むべき事項があり、さらに、検証報告書により、札幌市が取り組むべき課題を踏まえた提言がなされています。

事案が発生して以降、休日・夜間の対応体制の強化をはじめとして、対策に取り組んできたところですが、中長期に取り組むべき事項や新たな支援策の検討に加え、課題が解消できているかの確認を行っていくことが欠かせません。

【検証報告書での課題を踏まえた提言】

- (1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
- (2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
- (3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
- (4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
- (5) 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
- (6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
- (7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

支援経過における課題や、目指されるべき枠組みである上記の提言を踏まえ、二度と同じような事案を発生させないように取組を進めていきます。

このため、第2章までの「札幌市の児童相談に関する現状」に加え、児童福祉法改正等への対応や、検証報告書の提言などを踏まえ、札幌市の児童相談体制に関する課題を整理し、課題を解決するための5つの方向性を定めました。

【方向性1】 子どもの権利擁護

全ての子どもは適切に養育され、その生活及び心身の健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有するという子どもの権利条約¹⁸の精神が、児童福祉法の改正により、理念規定として明記されました。

札幌市では、子どもの最善の利益を実現するための権利条例（通称：「子どもの権利条例」）を平成21年4月1日から施行し、市民と市が一体となって子どもの権利の保障をより一層進めていくという条例の理念を体現するための取組を行ってきました。

重大な権利侵害である児童虐待の対応件数は年々増加傾向にあり、1件でも多く減らすため、体罰によらない子育ての周知啓発や地域において児童虐待問題への関心と理解を高める活動を行うなど、児童虐待の発生予防に取り組んでいきます。

また、実際に権利を保障するため、当事者である子どもの意見や意思を尊重し、子どもがその意見等を表明しやすい環境や、権利の侵害があったと感じたときにためらわずに相談できる環境を整えていきます。

【方向性2】 地域における相談支援体制の強化

支援や見守りが必要な子どもや家庭が、住み慣れた地域で暮らしながら、子どもの安全や安心を確保するためには、ソーシャルワーク機能を備えた地域の相談機関において、継続的に支援等が受けられる体制が重要となります。

すでに子育て世代包括支援センター¹⁹の機能を有している各区保健センターに、子ども家庭総合支援拠点²⁰の機能を位置付け、より効果的・効率的に、かつ

¹⁸ 「子どもの権利条約」：正式名称「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、日本は1994年に批准。

¹⁹ 「子育て世代包括支援センター」：妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、関係機関との連携による切れ目のない支援を行う機関。

²⁰ 「子ども家庭総合支援拠点」：子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応、必要な調査、訪問等による継続的な支援業務までを行う機能を持った機関。

リスクの程度に応じて適切に相談支援を行うことができるよう、連携体制を強化していきます。

また、包括的な支援を行うため、要対協の機能を活用して、各相談機関の機能や連携を強化していきます。

【方向性3】 専門的相談支援体制の強化

児童虐待相談対応件数は全国的にも増加傾向にあり、国においては、児童福祉法の改正や児童虐待防止対策体制総合強化プランの策定などを行い、増加する児童虐待事案に対応しているところです。

法改正等に合わせ、札幌市では、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置し、体制強化を図るとともに、児童相談所職員の専門性確保・向上を図るための育成や体制のあり方、体系的な研修の検討を進めています。

また、190万人以上の人口と広い市域を有する札幌市においては、増加する虐待通告や相談に各区と連携して柔軟に対応すること、アクセス性を向上させて利用者が訪れやすい、または職員が迅速に訪問・調査等を行えるようにすることが求められるため、(仮称)第二児童相談所の開設に向けた整備を進め、児童相談所を現在の1所から2所へと体制強化を進めます。

【方向性4】 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

札幌市においても、18歳未満の子どもの人口は減少する局面となっています。

一方で、社会的養護を必要とする子どもの数は、当面の間、増加傾向で推移し、施設や里親などで養育されている子どもが、親子関係の再構築に向けた家庭復帰支援を受けることが増えると予想されます。

家庭養育優先の原則において、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、里親やファミリーホームで養育を行うことを優先するとともに、施設に入所する子どもの養育環境をより家庭的な環境にすることが推進されました。

このため、札幌市内において社会的養護を必要とする子どもの受け入れ体制を整備することが重要となってくることから、里親委託の推進に向けた取組を進めるとともに、乳児院や児童養護施設等については、施設として培った専門性を活用した機能強化を図ることにより、社会的養護を受ける子どもが社会で自立していけるように支援していきます。

【方向性5】 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

児童虐待事案の背景として、子ども側、保護者側あるいは養育環境といった複数の要因が重なった時に家族関係が不安定となり、虐待に至ってしまうということは少なくありません。

一方で、個別の機関においては、その機関が担当する分野の困難や課題にのみ対応していることも多く、効果的な支援を行うためには、要対協が中心となり、関係機関が連携して包括的に対応することが必要です。

支援を必要とする方が抱える様々な困難や課題の解決に向けて、これまで取り組んできた各関係機関との連携を推進し、認可外を含めた保育施設や学校、医療機関、障がい福祉サービス事業者、DV相談担当部所などとの連携強化を図るとともに、既存の制度のみでは十分に支援できていない思春期・若年期の女性などへの支援のあり方について検討を進めます。

第4章 具体的取組

第3章での目指すべき方向性を踏まえ、今後速やかに取り組んでいかなければならない事項を具体的取組として整理しています。

各取組については、相互に関連するものも多く、複数の方向性にまたがるものもありますが、より主となると考えられる方にのみ記載をしております。

また、取組それぞれで連携して実施するなど、取組が全体としてより効果が発揮できるように努めていきます。

1. 子どもの権利擁護

(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動

毎年11月の児童虐待防止推進月間における各種普及啓発活動（講演会の実施、学校や保育所等を通じた相談機関の周知など）のほか、児童虐待発生予防に向け、虐待が疑われる子どもを発見した方が児童虐待通告等を適切に行えるようにオレンジリボン地域協力員養成の研修会や出前講座等を引き続き行い、児童虐待防止に向けた機運を高めていきます。

(2) 「権利ノート」の活用の徹底

社会的養護を受け、子どもが施設や里親等のところで生活するにあたって、自身にどのような権利があるか、どのように守られているかをしっかりと理解することは極めて重要です。

このため、施設入所や里親等委託の前に、子ども自身の権利について「権利ノート」を活用した説明を徹底し、子どもの理解の促進を図っていきます。

また、年齢など子どもの状況に応じたより良い説明のあり方について検討し、実施します。

(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケイト²¹制度の検討

子どもの意見表明を子どもの権利としてとらえ、保障していくことは重要であり、社会的養護の下で育つ子どもたちの養育環境をより良いものとするためには不可欠です。

子どもの意見表明権を保障するため、国が実施する子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けた調査・研究結果を踏まえながら、札幌市子ども・子

²¹ 「アドボケイト」：権利表明が困難な子ども、寝たきりの高齢者、障害者など、本来個々人がもつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する取組（アドボカシー）を行う者。

育て会議処遇部会を活用して子どもの意見を聴取・審議するなど、子どもの意見を聞く場の設定とその周知に努めます。

また、子どもや家庭に対する支援方針の策定にあたっては、可能な限り当事者の意見を反映することが、その後の支援に向けても必要となりますが、子どもによっては、権利や意見を代弁することが必要なこともあるため、アドボケート制度の導入について検討を行います。

(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化

子どもの権利擁護に取り組むにあたって、子どもの支援にあたる職員が、子どもが正しく理解するための説明を適切に行うことや、意見を表明できるように援助することは不可欠です。

さらに支援を進めるにあたっては、十分な説明と子どもや保護者からの意見表明、それに基づく協議のプロセスを経て、支援方針への納得に基づく目標の共有を図ることが重要です。

このため、子どもにとって最善の利益につながるよう、子どもの権利をはじめとした説明や意見聴取の手法など、相談支援場面における権利擁護に関して実践的研修を実施し、職員の専門性を強化していきます。

2. 地域における相談支援体制の強化

(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要対協をより効果的に機能させるためには、子どもや家庭の状況変化に関する情報を確実に集約のうえ、定期的なきめ細かく支援の枠組みを検討し、切れ目のない支援をより適切に行っていく必要があります。

見守りや支援にあたり、子どもや家庭の情報を一方的に伝えて終わることのないよう、各関係機関が相互に共有し、必要なフィードバックを必要な機関に随時行っていくことが重要です。

そこで、情報収集機能を高め、適切なリスク分析を行い、支援のための機動力を高めるため、要対協の取りまとめなど事務局機能を担う各区家庭児童相談室の体制を強化します。

児童相談所や各区から関係機関へ強く働きかけて支援に対する意識を喚起し、これまで以上に個別ケース検討会議の開催回数を増やすなど柔軟に連携し、家庭の状況変化に応じた支援を確実に行っていくことができるよう、要対協の機能を高めていきます。

(2) 各区における児童相談支援体制の強化

乳幼児健診などの母子保健事業や子育て支援等を担い、家庭児童相談室が設置されている各区保健センターに、子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の機能を位置付け、相談支援体制を強化します。

このため、支援拠点の中核となる各区家庭児童相談室の人員等体制の強化を図り、要対協の機能を高めることにより、地域に密着した相談機関として、子どもや家庭の状況把握をきめ細かく実施し、区役所や保健センターの関係部門と連携して支援を行います。併せて、体制の確保により、児童虐待など緊急に対応しなければならない場合も含め、適時適切に必要な家庭への支援を行っていただけるように充実を図っていきます。

また、児童福祉部門間の人事異動を通じた専門的な力量を持つ職員の配置に関する検討を進め、専門機関である児童相談所から各区に対して具体的な支援の方法等について助言を行う仕組みを構築するなど、専門性を強化し、支援水準を向上させていきます。

(3) 母子保健相談体制の強化

各区保健センターに位置づけている子育て世代包括支援センターの母子保健と子育て支援の機能と、支援拠点の福祉の機能とを一体的に発揮させることにより、支援の充実を図っていきます。

各区保健センターに母子保健相談員を配置し、母子健康手帳の交付時における相談体制の強化を図ったことにより、妊婦と顔の見える関係の構築を進めています。

また、困難な状況を抱える母子への支援を充実するため、アウトリーチによる支援を展開できる心理相談員の体制を強化し、関係機関と連携を図っていきます。

3. 専門的相談支援体制の強化

(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置

児童相談所において、虐待事案発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、相談支援体制の強化・充実を図るため、児童福祉法及び政令で定められている配置基準を満たすよう、児童福祉司(令和4年度まで)、児童心理司(令和6年度まで)を増員し、以降も安定的に有資格者を確保できるよう、計画的な人事配置を行います。

また、医学的または心理的知見に基づく指導を行えるようにするため、医師

や保健師の配置を引き続き実施し、法的対応体制を整備するため、弁護士の常時配置についても手法を検討します。

(2) 介入と支援に対応した体制の確立

児童虐待事案への迅速かつ専門的な対応や、進行管理を確実に行うため、初期調査等を含め介入にあたる職員とその後の支援にあたる職員は別部門としマネジメント体制を整備、また、休日・夜間も円滑に調査が実施できるよう、介入にあたる職員は令和2年度からシフト勤務体制を導入、夜間について会計年度任用職員を配置しました。今後も虐待通告の増加に対応した体制整備を行い、いわゆる「48時間ルール²²」を徹底します。

また、連携して対応を行うことの多い警察と、より一層情報やリスク判断を共有できるように運用を徹底し、連携を深めます。

さらに、児童相談所に配置されている教員や警察派遣職員等の専門職員がその専門性を活かし、事案に応じた助言や援助ができる体制を構築します。

(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底

在宅支援アセスメントシートは、児童相談所や各区家庭児童相談室が支援を行っているケースにおいて使用し、家庭状況を客観的に把握するほか、関係機関が共通認識をもって連携・協働による支援を行うための重要なものです。

特に、要対協の支援ケースについては、個別ケース検討会議におけるアセスメントシートの活用はもちろんのこと、支援状況の進行管理をより徹底して行うことにより、リスクの変化に合わせた対応を図っていきます。

また、児童相談所と各区家庭児童相談室において、認識やリスク管理を共通のものとするため、アセスメントシートを用いた合同研修を開催します。

(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制

児童相談所の2所体制化や、配置基準変更に対応した専門職員の増員には、専門的な力量を持つ職員の配置が不可欠であり、有資格者を採用するなどの方策、増員した新任職員の育成方法の確立、育成を担当する中堅職員の配置が必要となることから、体系的な体制を検討し、確保と育成に努めます。

また、児童相談所と区家庭児童相談室などとの人事異動により職務経験を重ねるなど、相談や支援の部門を通じたキャリア形成による専門性の蓄積といった方策についても、実施に向けて検討を進めます。

²² 「48時間ルール」：厚生労働省が徹底を求めている「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する。」という全国的なルールのこと。

(5) 体系的な研修の計画と実施

専門職員の育成にあたっては、体系的な研修が重要であり、子どもや家庭へ適切な支援を行うためには、継続的に知識や技術を習得する必要があります。

児童福祉司等の児童相談所職員の育成・研修体制の確立に向け、職位や業務内容、経験年数等に応じた研修の体系化を図るなど、体制の整備を進めます。

また、児童相談所職員研修の計画や内容について、外部専門家による評価や確認を受けるなど、研修がより実効的なものとなるような仕組みについて検討を進め、実施していきます。

(6) (仮称)第二児童相談所の整備

現在の児童相談所が開設してから30年近くが経過し、児童虐待相談や児童虐待通告は増加し、迅速かつ適切に対応できる体制が求められています。

また、児童虐待相談等に対応する児童福祉司などの関係職員の増員により、相談室や会議室などの子どもの支援のために必要な部屋が不足、事務室も狭隘化し、業務上の支障が生じています。

一時保護需要の高まりを受け、一時保護定員を拡充するにも、現建物では増築等による対応が困難となっています。

さらに、今後の各区との連携の強化や、広い市域を効率的にカバーするため、アクセス性を向上させることが必要となっています。

これらの課題を解決するため、市域の東部を担当する(仮称)第二児童相談所の整備を進めます。

※設置検討の詳細については、第5章「(仮称)第二児童相談所設置について3.(仮称)第二児童相談所設置方針(48ページ)」を参照。

(7) 一時保護体制の強化

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図ることと、子どもの心身の状況や生活・養育環境を把握することを目的とするものです。

児童虐待に関する相談や通告が増加する中で、虐待の疑いある子どもについて、関係機関と連携して速やかに安全を確保し、一時保護等の対応を行う必要があります。

また、一時保護では、子どもが一時的に普段の養育環境から離れることとなり、初めて福祉的な支援を受ける機会である場合も少なくないことから、子どもが不安を抱くことも考えられ、安全で安心感を持てる対応や個別的な支援が重要です。

現状では、一時保護が必要な子どもが増加し続けており、一時保護の受け皿確保が喫緊の課題となっており、新たに整備を進める(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置を行うとともに、(仮称)第二児童相談所が開設するま

での措置として、仮設一時保護所を開設して定員を拡充します。

併せて、子どもの状況に応じた、多様な一時保護委託先の確保を進め、国の一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの支援を進めます。

(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築

今後、各区が子ども家庭総合支援拠点の機能を備え、要対協を中心とした在宅支援の強化を図るため、児童相談所が専門機関として、各区へ助言・支援を行う体制を強化します。

この体制整備を通じて、区要対協の取りまとめなど事務局機能を担う家庭児童相談室と児童相談所との連携強化を進めます。

また、児童相談所、家庭児童相談室、母子保健の各担当部所で使用しているシステムを連携させ、関係者間の情報共有の円滑化・迅速化を進め、データ活用により虐待につながるリスクを点数化して、児童虐待の防止を目指します。

なお、在宅支援の強化にあたっては、養育支援員派遣事業²³の提供体制の拡大について検討を行います。

(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価

これまで、児童虐待による死亡事案等の検証報告での提言が複数回なされていますが、この提言に対する対応等の実施状況について、外部の専門家等による評価の機会が持たれていませんでした。

検証報告書での提言に対する取組について、児童虐待防止対策推進本部で実施状況を確認し自己評価を行うとともに、検証を行った「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」において、市の取組状況の外部評価を行います。

(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進

一時保護所を含めた児童相談所の業務について、項目を定め、自己評価により点検を行います。

また、今後の国のガイドライン策定を踏まえ、外部評価による児童相談所業務の質の評価について検討を行います。

²³ 「養育支援員派遣事業」：児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、家事支援や育児支援を行う者を派遣し、当該家庭において安定した子どもの養育を図るもの。

4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実

(1) 里親委託と里親支援の推進

家庭養育優先の原則を実現するためには、複数の里親登録者の中から子どもにとって最もふさわしい家庭環境を選定する必要があり、多様な要保護児童のニーズに応じた里親登録者を確保し、安定かつ継続可能な里親養育の支援体制を構築する必要があります。

これまでの全般的な里親制度の広報に加え、里親登録者の少ない地域や養育里親等に対象を絞った戦略的なリクルートなど、里親登録者数の増加に向けた取組を強化します。

また、里親委託推進と並行して、里親・里子への支援を強化するため新たにフォスタリング機関²⁴を複数設置し、既存の里親支援機関との緊密な連携のもと、効果的な取組の実施体制や、里親支援を担う各機関の長所が活かされる里親支援ネットワークを構築します。

(2) 施設の小規模かつ地域分散化

家庭養育優先の原則を踏まえ、施設においてもより家庭的な養育環境とするため、施設本体のケア単位の小規模化や、地域小規模児童養護施設等の設置を推進します。

併せて、施設の小規模かつ地域分散化を推進する過程において社会的養護が必要な子どもの行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿の確保に努めます。

(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充

今後、児童養護施設や乳児院などの施設は、家庭での養育が困難な子どもやこれまでの経緯の中で家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対し、専門性の高い養育を行う体制を一層整えていく必要があります。

養育専門性の充実を図るため、心理療法担当職員等の配置の促進を行うとともに、研修などにより施設職員の人材育成に努め、施設機能を強化します。

また、今後も一時保護が必要な子どもが増加することが見込まれ、一時保護が必要な子どもを確実に受入れるとともに、多様な一時保護の場を確保していくことが必要です。

このため、施設において一時保護が必要な子どもを受入れ、適切な支援を行うことができるよう、体制の整備を進めます。

²⁴ 「フォスタリング機関」：里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援について、一連の業務を包括的に実施する機関。

(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化

すでに相談支援等の実績がある場合や施設退所児童、施設のショートステイ²⁵を頻繁に利用する世帯等にあつては、身近で状況を把握していた児童家庭支援センターによる継続支援がより有効となるケースがあり、児童相談所や各区家庭児童相談室から児童家庭支援センターへ指導委託²⁶を行っています。

引き続き、児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を行うとともに、相談機関の適切な役割分担や連携強化を図り、児童家庭支援センター等による指導が適切と考えられるケースの指導委託を推進します。

(5) 母子生活支援施設²⁷の活用に向けた連携強化

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合が含まれ、分離していない場合の社会的養護を担う児童福祉施設として、母子生活支援施設があります。

個々の子どもの状況に応じた社会的養護を行うため、母子家庭の母と子が支援を受けながら親子単位で生活できる母子生活支援施設を効果的に活用できるように、関係機関の連携強化を図ります。

(6) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護の下で生活していた子どもが安心して自立するためには、施設入所措置中や里親等委託中の支援はもちろんのこと、年齢到達などで、それらを解除された後も安定した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じて継続的な支援を行うことが重要です。

引き続き、施設入所児童や里親委託児童の自立を支援するため、学習等の支援のためのスタディメイト²⁸の派遣や、大学進学等奨励給付金²⁹の支援などを行うとともに、札幌市社会的養護自立支援事業を継続実施し、施設、里親、支援コーディネーター、生活相談・就労相談支援事業者等と連携して子どもの自立をしっかりと支えます。

さらに、入所中の支援の質を一層高めるため、社会的養護を経験した方から、一時保護所や施設等での生活の中で感じたことや、自立に向けて必要な支援等についてヒアリングを実施していきます。

²⁵ 「ショートステイ」：保護者の疾病等により短期間子どもの養育ができない場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを一時的に預かること。

²⁶ 「指導委託」：児童福祉法第26第2項に基づく要保護児童やその保護者に対する指導等を、児童相談所が児童家庭支援センター等に委託すること。

²⁷ 「母子生活支援施設」：困難な状況にある母子家庭の母と子に生活の場を提供し、自立促進のための生活支援などを行う施設。

²⁸ 「スタディメイト」：児童福祉施設に入所した子どもの学習等の支援を行う学生や地域住民などの有償ボランティアのこと。

²⁹ 「大学進学等奨励給付金」：児童養護施設入所措置児童等が、大学等に入学するにあたり措置解除となる場合に、進学のために必要な経費や生活費などとして措置費を支給するもの。(1年間・月5万円)

5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化

(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用

札幌市児童相談所では、児童虐待の予防的観点の重要性や児童虐待の通告・相談等から対応・支援の流れを示した「児童虐待防止ハンドブック」を作成し、小中学校や保育所等の関係機関に配布・説明を行っています。

児童虐待防止ハンドブックには、児童虐待の概要だけでなく、日頃から子どもや家族に関わる機関が連携して支援を行うため、要対協における機関が連携・協働した支援の必要性についても記載し、理解の促進を図っています。

今後も、このような理解の促進を図っていくとともに、個別ケース検討会議等を通じた支援が必要であることから、学校の先生や保育所の保育士等、実際に子どもに直接関わる関係機関の職員に、日常的に手に取ってもらい、支援に役立ててもらえるよう、児童虐待防止ハンドブックの概要版の普及を進めて職員の意識を高め、実際の支援につなげていきます。

(2) 関係機関と連携した支援の体制

児童虐待の予防や重篤化の防止のためには、地域における様々な機関が、幅広く情報を集め、連携して支援を行うことが重要となります。

子どもの福祉に関わる児童相談所等をはじめ、各区の福祉や保健を担当する行政機関、学校や警察、医療機関、障がい福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、子育て支援団体等との協働が重要であり、相談・支援場面での連携を深めるとともに、連携にあたっては一方的に情報を伝えて終わることのないよう、合同で研修を実施するなど、これまで取り組んできた関係機関と有機的な連携をさらに強化します。

また、要対協においては、各区代表者会議の構成員に障がい児の支援機関も位置付けていくなど、連携・協働体制をより強固なものにしていきます。

(3) DV相談窓口との連携強化

子どもの面前で行われるDV被害に伴う心理的虐待等への対応を図るため、警察や各区保健福祉部等の関係機関と情報共有を行い、家庭での養育が困難となった子どもの支援を行っていますが、今後もさらなる情報共有の徹底を図り、連携を強化していきます。

また、DV被害を支援する関係機関における対応方法や役割分担等について、援助技術を向上するための研修会等を実施します。

(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施

性的被害を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性（以下「若年女性」という。）への支援は、各支援施策の制度的なはざまにあり、現状、施策として十分ではありません。

制度的なはざまの事例として、児童福祉法に基づく支援は年齢の制限があり、高校を中途退学すると学校教育の支援から外れ、予期しない妊娠で中絶を選択すると母子保健の支援から外れてしまうという実態がそれぞれあります。

さらに、心身ともに大きな傷付き体験があっても、制度的な支援がない不安定な生活環境では、特に女性は、性的搾取、性暴力、DV被害、予期しない妊娠や出産など新たな困難を抱える可能性があります。

様々な困難を抱える背景は、貧困や虐待など生まれ育った家庭の問題や、発達の遅れや障がい等が見過ごされていることにより起こる自分自身の問題、対人関係の不安定さや学習面での遅れなど多岐にわたります。

今後は、若年女性の支援に向け、制度的なはざまなどにより必要な支援が途切れてしまうことのないよう、フォローアップできる方策の検討を行います。

また、アウトリーチ型の支援、安全・安心な居場所の確保及び自立支援のため、連携して支えていく枠組みづくりに関係部所や関係機関と取り組んでいきます。

第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等

第4章の「具体的取組」で記した取組内容の実施時期等は、図表 28 のとおりです。

また、第2次札幌市児童相談体制強化プランの継続課題と検証報告書の課題を踏まえた提言の項目一覧は図表 29 のとおりで、本強化プランとの対応関係を図表 28 の右側に整理しています。

図表 28 第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と実施時期等

第4章の具体的取組（大項目）			
具体的取組（小項目）			
【継続・新規・強化】 取組開始時期	主な取組内容	2次プラン 検証報告書	対応項目について は、図表29を参照。
1. 子どもの権利擁護			
(1) 児童虐待防止に向けた普及啓発活動			
【継続】	普及啓発活動、研修会、出前講座等	2次プラン 検証報告書	— —
(2) 「権利ノート」の活用の徹底			
【継続】	「権利ノート」の活用	2次プラン 検証報告書	— —
【新規】 令和3年度から	子どもの権利の説明のあり方検討	2次プラン 検証報告書	— —
(3) 子どもの意見を聞く場の設定やアドボケート制度の検討			
【新規】 計画期間の早期	子どもの意見を聞く場の設定、アドボケート制度構築の検討	2次プラン 検証報告書	— —
(4) 子どもの権利擁護に関する専門性の強化			
【強化】 令和3年度から	実践的研修の実施	2次プラン 検証報告書	— —
2. 地域における相談支援体制の強化			
(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化			
【強化】 計画期間の早期	各区家庭児童相談室の人員等体制の強化	2次プラン 検証報告書	【方向性4】② 提言(3) ①
(2) 各区における児童相談支援体制の強化			
【新規】 計画期間の早期	子ども家庭総合支援拠点の機能の位置付け	2次プラン 検証報告書	— 提言(1) ①
【新規】 令和3年度から	児童相談所の区支援の体制整備	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② 提言(1) ②
(3) 母子保健相談体制の強化			
【強化】 計画期間の早期	母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員	2次プラン 検証報告書	【方向性3】① 提言(2) ①②③

3. 専門的相談支援体制の強化			
(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置			
【強化】 令和4年度まで	児童福祉司の国基準への増員 【配置】R2：58名 → R4：68名	2次プラン — 検証報告書	— 提言(5) ①
【強化】 令和6年度まで	児童心理司の国基準への増員 【配置】R2：22名 → R6：33名	2次プラン — 検証報告書	—
【継続】	医師、保健師の配置	2次プラン — 検証報告書	—
【新規】 計画期間の早期	弁護士の常時配置の実施	2次プラン — 検証報告書	—
(2) 介入と支援に対応した体制の確立			
【継続】	介入と支援部門の分離、「48時間ルール」の徹底	2次プラン — 検証報告書	— 提言(3) ③ 提言(4) ①②③
(3) アセスメントシートの活用や進行管理の徹底			
【継続】	アセスメントシートの活用、研修の実施	2次プラン — 検証報告書	【方向性1】①・② 提言(3) ②
(4) 専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制			
【新規】 令和3年度から	体系的な体制、キャリア形成等の検討	2次プラン — 検証報告書	【方向性2】① 提言(5) ①・③
(5) 体系的な研修の計画と実施			
【強化】 令和3年度から	研修の体系化など職員の育成・研修体制の確立	2次プラン — 検証報告書	【方向性2】① 提言(5) ②・③
【新規】 令和3年度から	職員研修計画の外部専門家による評価等の検討	2次プラン — 検証報告書	【方向性2】① 提言(5) ④
(6) (仮称)第二児童相談所の整備			
【新規】 令和3年度から	(仮称)第二児童相談所の整備 【設計】令和3年度開始	2次プラン — 検証報告書	【方向性3】② 提言(4) ④
(7) 一時保護体制の強化			
【新規】(再掲)	(仮称)第二児童相談所への一時保護所の設置	2次プラン — 検証報告書	【方向性3】③ —
【新規】 令和3年度	仮設一時保護所の設置 【定員】仮設一時保護所20名拡充	2次プラン — 検証報告書	【方向性3】③ —
(8) 児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築			
【新規】 令和3年度	児童相談、母子保健情報等のシステム連携による子育てデータ管理プラットフォームの構築	2次プラン — 検証報告書	【方向性3】① 提言(3) ⑤
【新規】 令和3年度	養育支援員の提供体制の拡大の検討	2次プラン — 検証報告書	【方向性4】① 提言(1) ④

(9) 検証報告書の提言への取組に対する評価			
【新規】 令和3年度	検証報告での提言への取組状況の外部評価	2次プラン 検証報告書	— 提言(7)
(10) 児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進			
【新規】 計画期間の早期	自己点検の実施、外部評価の検討	2次プラン 検証報告書	— —
4. 個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実			
(1) 里親委託と里親支援の推進			
【強化】 令和3年度から	里親登録者数増に向け戦略的なルート等の取組 【里親委託率】R1:30.5%→R6:38.0%	2次プラン 検証報告書	【方向性5】① —
【新規】 令和3年度から	民間フォスタリング機関の設置	2次プラン 検証報告書	【方向性5】① —
(2) 施設の小規模化かつ地域分散化			
【継続】	施設本体のケア単位小規模化や、地域小規模児童養護施設の設置推進	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —
(3) 施設機能の強化及び一時保護機能拡充			
【強化】 令和3年度から	専門職員配置の促進、研修実施による機能強化	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —
【新規】 計画期間の早期	施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【定員】一時保護専用施設整備(6名)	2次プラン 検証報告書	【方向性5】② —
(4) 児童家庭支援センターの増設と連携強化			
【継続】	児童家庭支援センター設置支援 【設置】R2:4箇所 → R4:6箇所	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② —
【強化】 令和3年度から	児童家庭支援センター等への指導委託の推進	2次プラン 検証報告書	【方向性3】② —
(5) 母子生活支援施設の活用に向けた連携強化			
【強化】 令和3年度から	母子生活支援に関わる機関の連携強化	2次プラン 検証報告書	— —
(6) 社会的養護自立支援の推進			
【継続】	社会的養護自立支援事業の実施	2次プラン 検証報告書	【方向性5】③ —
【継続】	社会的養護経験者へのヒアリング	2次プラン 検証報告書	【方向性5】③ —
5. 関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化			
(1) 児童虐待防止ハンドブックの活用			
【継続】	ハンドブックを用いた理解の促進	2次プラン 検証報告書	— 提言(1) ⑤
(2) 関係機関と連携した支援の体制			

【強化】 令和3年度から	関係機関との合同研修の強化	2次プラン	【方向性1】②
		検証報告書	提言(1) ③ 提言(3) ④
【強化】 令和3年度から	要対協各区代表者会議の体制強化	2次プラン	【方向性4】②
		検証報告書	提言(3) ①
(3) DV相談窓口との連携強化			
【継続】	情報共有の徹底	2次プラン	—
		検証報告書	提言(6) ②・③
【強化】 令和3年度から	支援関係機関での研修会等実施	2次プラン	【方向性2】①
		検証報告書	提言(6) ②・③
(4) 思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施			
【新規】 計画期間の早期	支援のあり方についての調査及び検討	2次プラン	—
		検証報告書	提言(6) ①
【新規】 計画期間の早期	支援の枠組み創設	2次プラン	—
		検証報告書	提言(6) ①

図表 29 2次プランの継続課題及び検証報告書の課題を踏まえた提言の項目一覧

2次プランの継続課題	
【方向性1】 相談支援力の強化 ① 開発したアセスメントツールの周知や効果的な利用 ② アセスメントツールを活用した児童相談所と各区の合同研修	
【方向性2】 専門性の強化 ① 検証報告を踏まえた職員育成や専門性強化の研修についての検討・対応	
【方向性3】 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築 ① 妊娠期から出産・育児期までの支援に向けた情報やアセスメントの共有の推進 ② 児童相談所による各区の支援の強化 ③ 一時保護の受け皿確保	
【方向性4】 地域資源の整備と地域支援の充実 ① 養育支援員の提供体制の拡大 ② 要対協を活用した在宅児童や家庭への支援強化	
【方向性5】 社会的養護体制の強化 ① 里親支援の充実や包括支援体制の構築 ② 市内における社会的養護の受け皿拡充 ③ 社会的養護を受ける子どもの自立に向けた支援の継続	
検証報告書の課題を踏まえた提言	
(1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性 ① 区を単位とした相談支援体制（子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点機能）のあり方について ② 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性 ③ 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性	

<ul style="list-style-type: none"> ④ 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性 ⑤ 保育施設(認可外保育所)における虐待事案への対応強化の必要性
<p>(2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常的業務(保健師活動・乳幼児健診)の徹底 ② 地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性 ③ 母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化
<p>(3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大 ② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性 ③ 各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性 ④ 各職場で協働の文化を醸成する必要性 ⑤ 支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方についての再検討
<p>(4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討 ② 警察との連携、役割分担の明確化 ③ 休日・平日夜間時の調査対応の強化 ④ 児童相談所における区との連携の強化
<p>(5) 専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方 ② 保健師の人材育成のあり方 ③ 中堅職員の育成 ④ 職員研修の実質的機能強化
<p>(6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設 ② 高等学校との連携・支援体制の必要性 ③ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性
<p>(7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性</p>

第5章 (仮称) 第二児童相談所設置について

1. 児童相談所設置

(1) 児童相談所の設置目的等

児童相談所は、子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、その活動を通じて子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを目的として行政が設置する専門機関です。

(2) 児童相談所の機能

児童相談所は、市民にとって身近な相談機関である区役所と協働・連携・役割分担を図り、相談援助活動を展開していくため、次の機能を備えています。

① 区(市町村) 援助機能

区役所による児童家庭相談への対応について、専門機関として必要な援助を行う。

② 相談機能

子どもに関する家庭などからの相談に応じ、家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査や診断等を行い、それに基づき援助方針を定め、関係機関とともに子どもの援助を行う。

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもの一時保護を行う。

④ 措置機能

子どもや保護者に対して児童相談所の職員等が指導等や、子どもの里親委託、施設入所等を行う。

(3) 児童相談所の業務

上記の機能を果たすため、児童相談所では以下の業務を行っています。

① 調査、診断、判定(アセスメント)、見立て

受け付けた相談について、職員が面接や訪問により子どもとその家族などと会うなど必要な調査を行います。相談内容は、養護相談(子どもの養育、育児不安、虐待)、発達や障がい相談、非行相談、育成相談(性格行動、不登校など)、子どもの福祉に関する全般にわたります。

また、児童心理司等による面接や心理検査等を経たうえでの心理診断、医師の診察による医学診断、行動観察などを行って総合的なアセスメントを行い、問題となっている状態に至ったプロセスを見立てます。

なお、虐待通告や虐待相談にあっては、危機状態の判断を速やかに行い、

必要に応じて、一時保護などを含む介入を行って、まず子どもの安全を確保します。この場合、詳しい面接や調査は安全が確保されてから行います。

② 援助方針の作成とそれに基づく援助活動

アセスメント及び見立てに基づき、個々の子どもに対する援助方針を策定します。援助方針は、子どもやその保護者等が有する課題や援助ニーズについて、家庭環境の調整を含めた援助の目標、援助方法を踏まえて決定します。

在宅での支援が適切と考えられる時には、区役所や要対協と連携して支援を行っていきます。

児童福祉施設等への入所時などでは、当該施設とともに自立支援を実施します。

2. 札幌市児童相談所の現状

(1) 札幌市児童福祉総合センター施設概要

現在の児童相談所は、複合施設である札幌市児童福祉総合センター内にあります。児童福祉総合センターの施設概要は以下のとおりです。

- 所在地 札幌市中央区北7条西26丁目1番1号
- 敷地面積 3,633.49 m²
- 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上4階、地下2階、塔屋1階
- 建築面積 2,328.96 m²
- 延床面積 6,260.72 m² : 児童相談所…………… 2,250.52 m²
発達医療センター…………… 651.71 m²
はるにれ学園…………… 551.21 m²
その他共有等…………… 2,807.28 m²
- 開設日 平成5年11月29日

(2) 児童相談所諸室構成

- 面接室・(兼)心理検査室…………… 20室
- 医務室…………… 2室
- 箱庭室…………… 1室
- プレイルーム(遊戯面接室)…………… 2室
- 会議室…………… 2室
- 一時保護所…………… 50名定員
- 厨房(一時保護所)…………… 1室
- その他、事務室、ロビー、倉庫、車庫、調理工芸室など

3. (仮称)第二児童相談所設置方針

(1) 児童相談所2所体制化

児童相談所は、相談援助活動等を通して、子どもの権利擁護を図る重要な機関の一つであり、その役割は、今後ますます重要となっていきます。

また、要対協の主要機関として、区役所ほか関係機関と連携し、地域の子どもを支援するネットワークの拠点としてさらに機能を強化していく必要があります。

そのため、現在の1所の児童相談所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できる体制整備を図ります。

さらに、児童虐待や相談対応件数等は増加が続き、現在の児童相談所の開設時から大きく社会状況が変化してきており、対応を強化するためには、相談や支援の活動を支える施設面の強化も併せて行っていく必要があります。

現在の児童相談所が入っている児童福祉総合センターでは、一時保護所や面接室、事務室について増築による確保を図ることが困難となっていることから、以下の課題を含め、2所目の児童相談所を開設することで対応します。

《相談支援設備及び体制》

相談受理件数は現児童相談所の開設時（平成5年11月）に比べて2倍以上となっており、面接室等の稼働率は常態的に90%を超えていますが、現建物での対応は困難となっています。

《一時保護所の定員確保》

一時保護需要の高まりにより、一時保護所での受け入れが困難な日が増加しています。さらに、施設等での一時保護委託先の確保も困難となっており、相談支援に支障が生じています。

《アクセス性》

虐待通告があった場合の初期調査、各家庭への訪問支援、各区及び関係機関との連携強化や来所される市民の方々の利便性という点で、児童相談所へのアクセス性は重要です。市域の広さや積雪という札幌市の特性から、市域東部へのアクセスが片道1時間を超えることがあります。

① 2所体制での機能

2所体制とした時点では、2つの児童相談所が市域を分割して担当することとなり、それぞれが児童相談所として機能を持つ必要があります。第二児童相談所も現在の児童相談所と同様に下記の部門を備えるものとします。

なお、2所共通の業務については、現在の児童相談所が統括を担います。担当地区は、現在の児童相談所が6区（中央区、北区、東区、南区、西区、

手稲区)、第二児童相談所がアクセス性等を勘案し、市域東部4区(白石区、厚別区、豊平区、清田区)とします。

- 総務部門…………… 庶務、経理、庁舎管理等
- 一時保護部門……… 児童の一時保護、生活指導、行動観察
- 調査部門…………… 児童虐待通報・通告に関する初期調査
- 相談部門…………… 児童や家庭の相談、指導、措置
- 判定部門…………… 児童等の心理診断、医学的診断

② 施設整備に向けて

2所体制とする場合、連携体制の確保の観点から、例えば合同でテレビ会議が開催できるようにするなど、統一的に支援等が行えるよう施設整備面でも配慮を行います。

また、災害等緊急時には、第二児童相談所が現児童相談所のバックアップを行えるような機能を果たせるものとします。

③ 目指すべき施設

次に掲げる施設を目指します。

- 利用者が訪れやすい、相談しやすい施設
児童相談所は、子どもに関するあらゆる相談に対応することから、悩みを持つ誰もが訪れやすく、相談が行いやすい施設である必要があります。
- 相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できる施設
昨今の相談件数の増加に対応した面接室(相談室)の確保や、相談に総合的に対応するための目的別の部屋や設備を備える必要があります。
- 相談者や一時保護児童のプライバシーに配慮した施設
利用される方が不安を抱かず安心できることや、子どものプライバシーに配慮した施設であることが必要です。
- 職員間の連携がとれ、目の行き届く施設
利用者と職員の安全に十分配慮した施設構成が求められます。

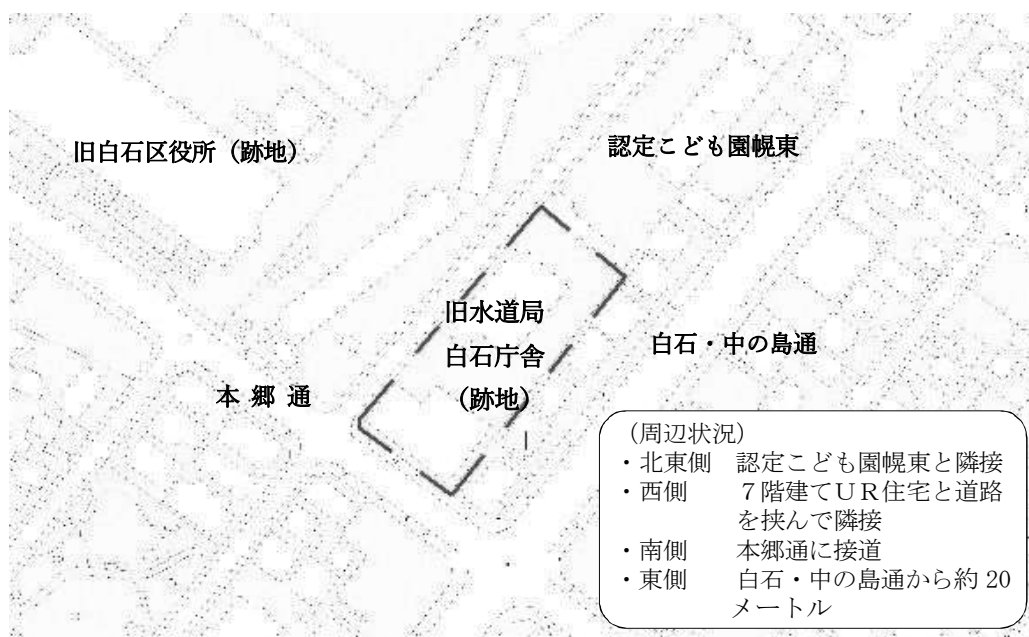
(2) 施設整備の条件

① 施設設置予定地

児童相談所の整備にあたっては、駐車場の確保や一時保護スペースを含めた庁舎面積の確保が必要となり、敷地には一定の面積が求められます。

また、設置場所については、利用者のアクセス性向上と、初期調査・訪問支援の担当区域について所要時間短縮が求められます。これらの条件や現在の児童相談所の所在地を踏まえ、市域東部の市有地のうち、白石区本郷通3丁目北の旧水道局白石庁舎(跡地)を設置予定地とします。

《設置予定地周辺図》



《土地の概況》

項目	内容
所在	白石区本郷通3丁目北
現況	旧水道局白石庁舎(跡地) ※令和2年度中に建物を解体
主要交通	地下鉄東西線「白石駅」下車、徒歩10分
敷地面積、建蔽率／容積率	2,674.02㎡、80％／300％
用途地域	近隣商業地域
高度地区	45m高度地区
防火地域	準防火地域

② 必要な諸室、仕様（設備・性能）

【総務・調査・相談・判定部門】

- ・ 事務室、書庫・倉庫、会議室（大・小会議室）
 - ・ 面接室（相談室）
 - ・ 心理検査室（心理検査用の部屋）
 - ・ 医務室（医師の診察用の部屋）
 - ・ プレイルーム（遊戯面接用の部屋）
 - ・ 箱庭室（箱庭療法用の部屋）
 - ・ 司法面接室（司法面接用の部屋）
- このほか、授乳室など

【一時保護部門】

- ・ 事務室、倉庫等

- ・ 厨房（給食調理用）、食堂
- ・ アリーナ（体育室）、学習室
- ・ 浴室、洗面所、医務室、静養室
- ・ 居室： 幼児用（幼児についてはグループで1室(大部屋)）
学齢児用（学齢児については各個室）
開放処遇³⁰対応用（男女別個室、トイレ・シャワー付）

(3) 施設プラン

① 基本的な考え方

- ・ 必要な機能、諸室を備える。
- ・ 来所者、職員、一時保護児童の動線が交わらないようなゾーニングと動線設定を行う。
- ・ 安全な施設となるよう、諸室の配置、外構の整備を行う。
- ・ 省エネルギー等に配慮した施設とする。
- ・ 災害時、停電等の事態となっても一定時間業務を継続できる施設とする。

② 施設内のエリア

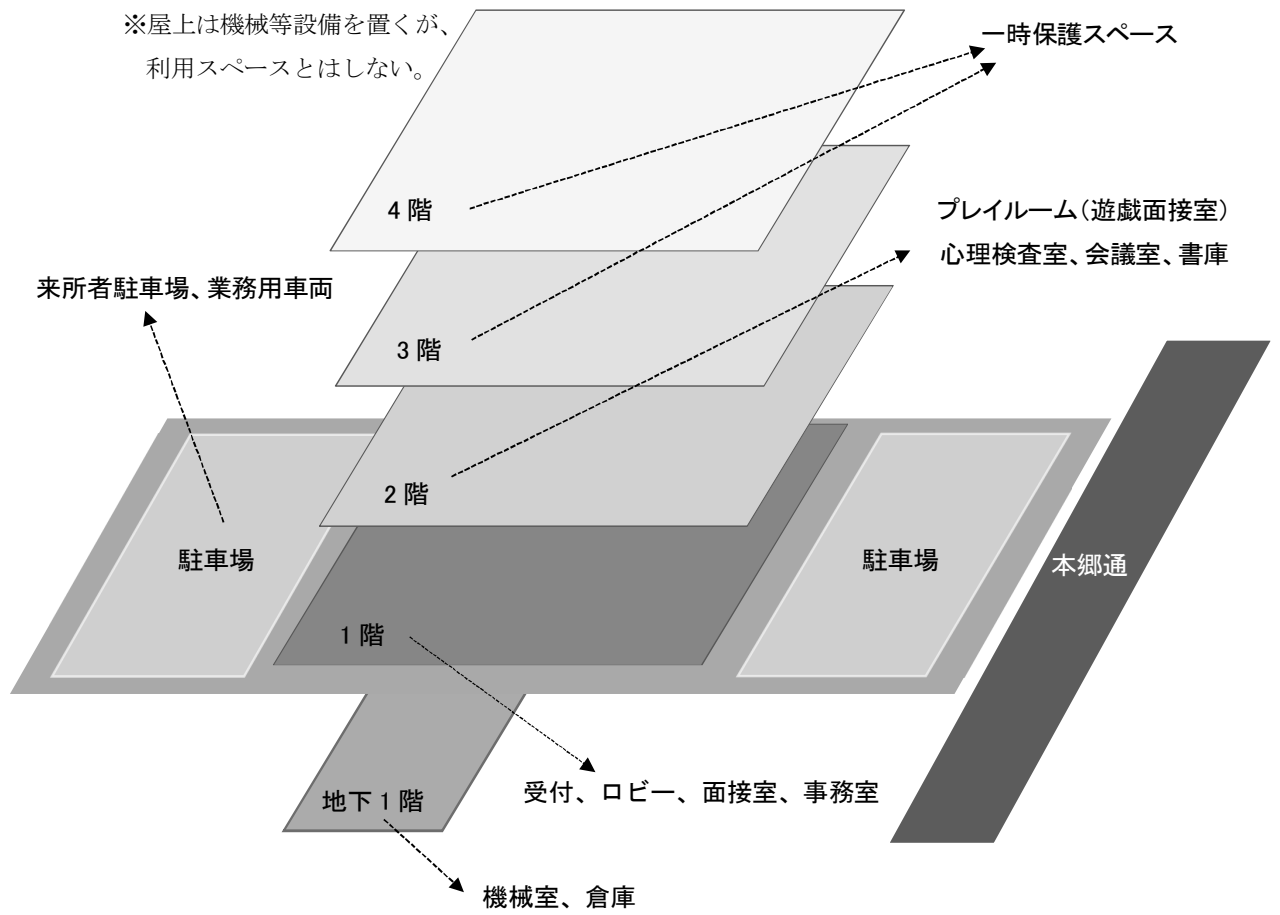
詳細については、今後の基本設計において検討していきますが、現時点で予定地に必要なスペースを配置した場合のイメージは、52 ページから 54 ページのとおりです。

③ その他の配置で配慮する事項

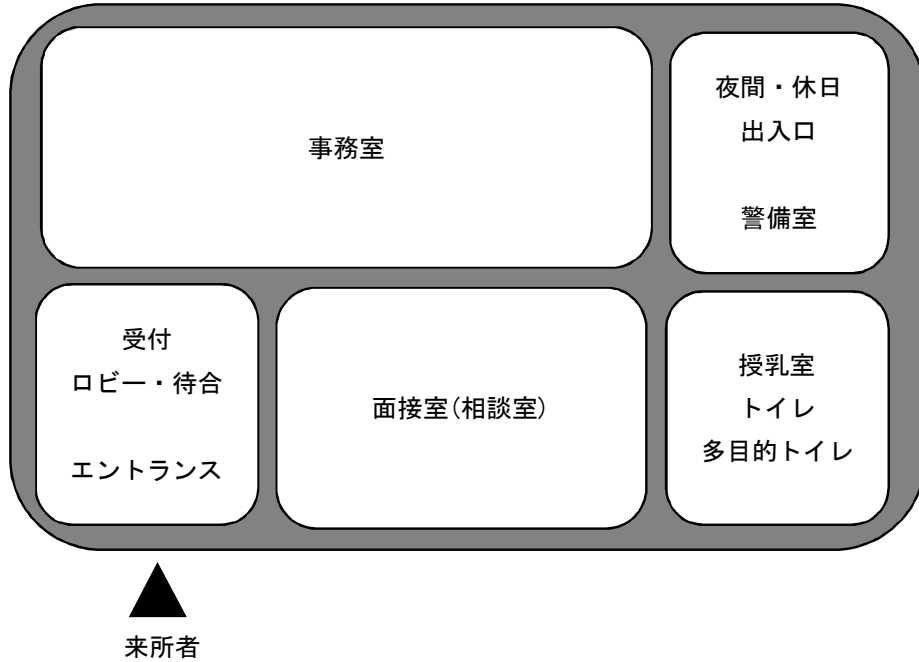
- ・ 夜間、休日等出入口の確保
- ・ 来庁者と外勤用公用車駐車場の確保
- ・ 駐車場入出庫時の歩道安全対策
- ・ 駐輪場の確保
- ・ 隣接住環境に配慮した施設配置（日影や視線(双方から)）

³⁰ 「開放処遇」：子どもの安全を確保するための閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境）以外の一時保護の環境に配慮した処遇のこと。

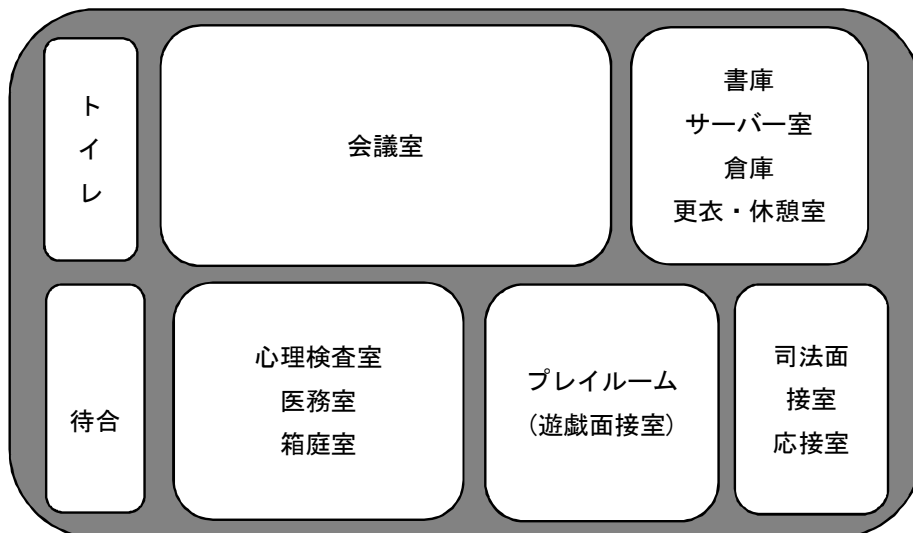
《建物全体の構成イメージ》



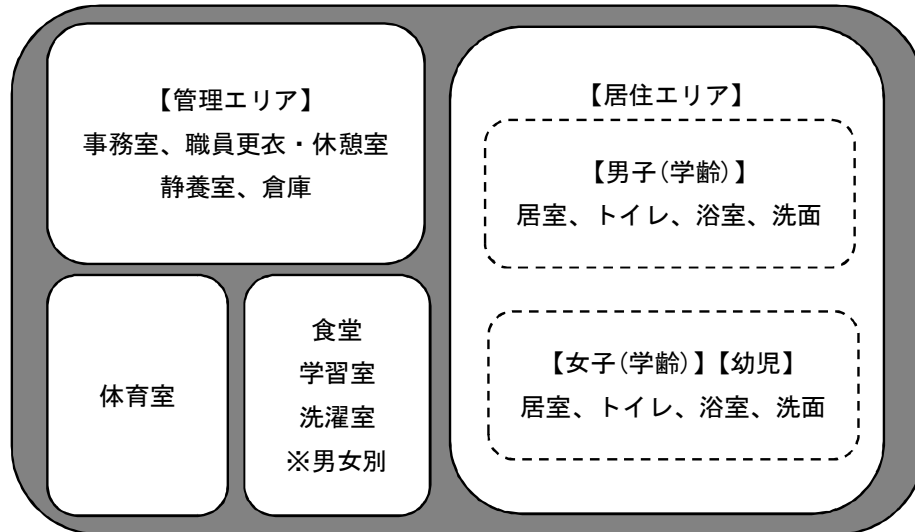
《1階のイメージ》



《2階のイメージ》



《3・4階のイメージ》



(4) 整備手法

公設公営方式³¹により設計・建設を実施

³¹ 「公設公営方式」：公共（市）が自ら資金を調達し、設計・建設について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者へ個別に発注等を行いつつ、直営で運営・維持管理を行う方式のこと。なお、直営であっても、清掃等の維持管理業務については、仕様を定めて民間事業者へ個別発注することがあります。

参 考 资 料

1. 札幌市子ども・子育て会議(児童福祉部会)での検討経過

開催日	主な内容
令和元年7月29日	令和元年度第1回児童福祉部会 ・プラン策定スケジュール、構成の確認
令和元年8月23日	令和元年度第2回児童福祉部会 ・相談対応件数の推移等、各政令指定都市の状況の確認 ・現行の取組状況の報告
令和元年10月31日	令和元年度第3回児童福祉部会 ・プラン取組項目(児童虐待防止対策体制強化、社会的養育推進)案に関する協議
令和2年1月28日	令和元年度第4回児童福祉部会 ・プラン取組項目(各区における支援の在り方、包括的な里親支援体制のあり方)案に関する協議
令和2年6月24日	令和2年度第1回児童福祉部会 ・プラン基本的方向性と取組案の確認
令和2年8月5日	令和2年度第2回児童福祉部会 ・プラン取組項目((仮称)第二児童相談所の整備、区家庭児童相談室における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組、民間フォスターリング機関の設置方法、専門的力量を持つ職員育成)案に関する協議
令和2年9月7日	令和2年度第3回児童福祉部会 ・プラン取組項目(区家庭児童相談室における相談支援体制の強化に向けた具体的な取組、民間フォスターリング機関の設置方法)案に関する協議
令和2年9月18日	札幌市子ども・子育て会議 ・児童福祉部会におけるプラン検討を報告
令和2年10月16日	令和2年度第4回児童福祉部会 ・プラン取組項目(今後の里親支援の在り方)案に関する協議
令和2年11月12日	令和2年度第5回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議
令和2年11月30日	令和2年度第5回児童福祉部会 ・プラン素案に関する協議

2. 札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会 委員名簿（50音順）

氏 名		所 属
部会長	松 本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授
委 員	大 場 信 一	北海道児童養護施設協議会顧問
	加 藤 雅 央	札幌市里親会会長
	北 川 聡 子	札幌市自立支援協議会子ども部会部会長
	末 武 真 紀	北海道警察本部 生活安全部少年サポートセンター所長
	高 橋 司	弁護士
	遠 山 博 雅	札幌市中学校長会幹事
	箭 原 恭 子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

3. 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】

2 事例の概要

○概要

- 令和元年6月5日午前5時頃、実母通報により救急隊が出動。搬送後、午前5時40分頃、死亡確認。
- 令和元年6月5日交際者逮捕、翌6日交付逮捕、いけも傷害罪容疑。令和元年7月18日、交際者が傷害致死罪、実母が保護責任者遺棄致死罪で起訴。

○関係図

○検証ワーキンググループ委員名簿

氏名	所属	分庁	項目	内訳
鈴木 学博	北海道大学大学院 法学研究科教授	社会福祉部	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
高橋 司	高橋 司法律事務所 所長	法律	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
石倉 亜天子	医師中央病院 小児科 部長	医療	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
品川 ひろみ	札幌医科大学 教授	医療	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
鈴木 秀洋	日本大学大学院 法学部 教授	法務	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
中嶋 青葉	札幌医科大学 法学部 教授	法務	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
金子 勇	神戸学院大学 現代社 代表	社会学	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)

○検証ワーキンググループの構成

- 市内外の母子保健、地域連携等の臨時委員4名を起用した。
- 委員により構成。
- 関係機関からの資料の提出を求め、ヒアリング調査を実施のうえ、支援内容に係る問題点、解決方策等の提議を交換。
- ワーキンググループ開催12回、ヒアリング対象6組織20名に及び。

○検証ワーキンググループの役割

- 児童虐待の防止等に關する法律において、児童虐待を受けた児童とその心身に重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体及び関係機関の役割が規定されている。
- 札幌市では、関係機関(「子ども・子育て会議」の児童虐待部会)に検証を依頼し、関係機関の下に設置した検証ワーキンググループにおいて、具体的な検証を行っている。

1 検証体制

○検証ワーキンググループ委員名簿

氏名	所属	分庁	項目	内訳
鈴木 学博	北海道大学大学院 法学研究科教授	社会福祉部	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
高橋 司	高橋 司法律事務所 所長	法律	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
石倉 亜天子	医師中央病院 小児科 部長	医療	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
品川 ひろみ	札幌医科大学 教授	医療	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
鈴木 秀洋	日本大学大学院 法学部 教授	法務	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
中嶋 青葉	札幌医科大学 法学部 教授	法務	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)
金子 勇	神戸学院大学 現代社 代表	社会学	第1回～第4回	第1回～第4回 検証委員(4名)

4 課題を踏まえた提言(目指されるべき仕組み)

(1) 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性

- ① 区を単位とした相談支援体制(子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点機能)のあり方について
- ② 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
- ③ 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割強化の必要性
- ④ 子ども生活圏における支援体制構築の必要性
- ⑤ 保育施設(認可外保育所)における居付事業への対応強化の必要性

(2) 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性

- ① 日常の業務(保健師活動・乳幼児健診)の徹底
- ② 地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
- ③ 母子保健活動の中で地域保健推進の役割の強化

(3) アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と運行管理の徹底の必要性

- ① 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
- ② 在宅支援アセスメントシートの更なる活用と共有の必要性
- ③ 各職種の連携強化とアセスメントの徹底の必要性
- ④ 各職種の協働文化を醸成する必要性
- ⑤ 支援の継続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する運行管理のあり方についての検討

(4) 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性

- ① 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
- ② 警察との連携、役割分担の明確化
- ③ 休日・夜間時の調査対応の強化
- ④ 児童相談所における区との連携の強化

(5) 専門的力を有する職員を育成する体制の構築

- ① 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
- ② 保健師の育成
- ③ 中堅職員の育成
- ④ 職員研修の質的機能強化

(6) 思春期・若年期に焦点を当てた支援の仕組みの創設の必要性

- ① 思春期・若年期の女性を対象とした支援体制の創設
- ② 高等学校との連携・支援体制の構築
- ③ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

(7) 過去の検証報告書の進捗状況についての検証委員会の必要性

3 事例の支援経過に係る問題と課題

第1期 平成28年6月から平成30年6月まで
※1回目児童健診まで

○関係機関は弱いがながら接点を維持し、行政間の連携がみられなかった中、母子との接点が途切れていく。

時期	経過
12月18日	母、乳幼児健診に行き、医師に「支援を求めたい」として、人工授乳の必要性について支援を依頼。
6月18日	母、保健師(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
12月18日	母、保健師(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
2月1日	母、保健師(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
4月19日	母、保健師(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
6月10日	母、保健師(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
6月14日	母、保健師(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。

第2期 平成30年9月から平成31年3月まで
※1回目児童健診から母子の区間訪問まで

○区間訪問に複数回の通告があるが、児童相談所、区役所とも面談がないまま、事業が進行する。

時期	経過
9月	母子、6か月児健診時からの経過について、保健師に相談。
9月23日	保健師が、調査担当職員、同日、母子との面談の場、居付の対応について、保健師、支援を依頼。
10月3日	調査担当職員、保健師に、母子保健担当との連携支援を依頼。
12月1日	母子保健担当、母子の生活支援を求め、保健師に、要対協(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
2月6日	母子、区間訪問時、保健師に、一時休職を申し、保健師に相談。
3月1日	母子、区間訪問時、保健師に、一時休職を申し、保健師に相談。

第3期 平成31年4月から令和元年6月まで
※2回目児童健診から3回目通告まで

○区間訪問に複数回の通告があるが、児童相談所、区役所とも面談がないまま、事業が進行する。

時期	経過
4月5日	保健師が、調査担当職員、可能な限り2週間、必要に応じて面談。
4月9日	調査担当職員、母子の要対協(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
5月19日	児童相談所(夜間訪問)、警察署職員より、夜間、児童相談所に連絡を受け、調査担当職員、支援を依頼。
5月19日	調査担当職員、保健師に、母子保健担当との連携支援を求め、保健師に、要対協(生保)に接し、医師、保健師、支援を依頼。
5月14日	調査担当職員、警察署職員より、夜間、児童相談所に連絡を受け、調査担当職員、支援を依頼。
5月18日	調査担当職員、警察署職員より、夜間、児童相談所に連絡を受け、調査担当職員、支援を依頼。
5月17日	調査担当職員、警察署職員より、夜間、児童相談所に連絡を受け、調査担当職員、支援を依頼。

【第1期】支援の観点からみた問題・課題

課題1 要対協の対象者を中心としたアセスメントを行い、全般的に対象者を中心としたアセスメントを行う必要がある。

課題2 乳幼児健診(4か月児健診・1歳6か月児健診)を含む母子保健活動が来たすべく役割を再確認し、健診結果を踏まえた支援を確実に実施する必要がある。

課題3 保健師による医療活動体制の再考が必要である。

課題4 保健センターにおける組織マネジメントの再認識が必要である。

【第2期】支援の観点からみた問題・課題

課題1 居付通告が入ったときの児童相談所からの情報共有・運行管理が不十分であり、改善を要する。

課題2 前期に引き続き母子健診ケースに位置付けられないなど、母子保健担当における役割の再確認が必要であり、改善を要する。

課題3 生活支援担当・母子保健担当は母の役割を限定しているのではなく、情報共有や対応方針について組織の輪を起す必要があり、改善を要する。

課題4 地域資源である保育所等施設との協力関係の構築が求められる。

【第3期】支援の観点からみた問題・課題

課題1 居付通告が入ったときの児童相談所からの情報共有・運行管理が不十分であり、改善を要する。

課題2 母子保健担当において居付通告の遅延の発生やB区への月齢を意図しているなど、前項に引き継ぎ再発防止の観点から不足しており、改善を要する。

課題3 3回目の通告時の児童相談所と警察との協働が不十分で、認識のずれがみられる。警察からの情報を踏まえ、児童相談所としても必要の確認を行う。支援方針を検討すべきである。

課題4 事業の最終的評価が不十分であり、協働の視点が欠けている点について改善を要する。

(1) 事例の理解の視点とアセスメントにおける問題点

- ① 「健と、医師の視点からの評価の不備
- ② 医師や同居、通告による介入など家族力動の変化への考慮がない
- ③ 専門的な力量を持つ職員が育成されていない問題点
- ④ 当事者の間に立つ問題点を理解する視点が希薄

(2) 支援のあり方における問題点

- ① 本事例全体を通してアセスメントの視点が不十分
- ② 協働の視点が乏しい

(3) 専門的な力量を持つ職員が育成されていない問題点

(4) 組織的なマネジメントが希薄

全体を通して本事例の特徴

4. 相談先一覧

《児童相談所》

- 児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく
電話：189
札幌市内から電話すると札幌市児童相談所につながります。
- 子ども安心ホットライン（子ども虐待相談） ぶじにーおーとー
電話：622-0010
札幌市児童相談所内、24時間・365日対応
- 児童相談所直通（8時45分～17時15分） 電話：011-622-8630
※土曜・日曜、祝日及び12月29日～1月3日は休み

《区家庭児童相談室》

- 中央区家庭児童相談室（中央保健センター内） 電話：011-511-7226
- 北 区家庭児童相談室（北保健センター内） 電話：011-757-1182
- 東 区家庭児童相談室（東保健センター内） 電話：011-711-3212
- 白石区家庭児童相談室（白石区複合庁舎内） 電話：011-862-1881
- 厚別区家庭児童相談室（厚別保健センター内） 電話：011-895-2497
- 豊平区家庭児童相談室（豊平区役所内） 電話：011-822-2423
- 清田区家庭児童相談室（清田保健センター内） 電話：011-889-2049
- 南 区家庭児童相談室（南保健センター内） 電話：011-581-5211
- 西 区家庭児童相談室（西保健センター内） 電話：011-621-4241
- 手稲区家庭児童相談室（手稲保健センター内） 電話：011-688-8596

《児童家庭支援センター》

- 興正こども家庭支援センター（北区、興正学園内） 電話：011-765-1000
- 羊ヶ丘児童家庭支援センター（豊平区、羊ヶ丘養護園内） 電話：011-854-2415
- 札幌南こども家庭支援センター（南区、札幌育児園内） 電話：011-591-2200
- 札幌乳児院児童家庭支援センター（白石区、札幌乳児院内） 電話：011-879-6264